経済産業省

2026年度
第１回業務委員会
資料№2-5

我が国のGXへのガス事業の貢献

2026年５月11日

資源エネルギー庁

１．これまでの議論の整理と我が国のGXへのガス事業の貢献

２．燃料転換等の推進

３．クレジット創出とメニュー販売の強化

１．これまでの議論の整理と我が国のGXへのガス事業の貢献

２．燃料転換等の推進

３．クレジット創出とメニュー販売の強化

ガスシステム改革後のガス事業者の事業環境の変化

- 2017年の小売全面自由化、2020年カーボンニュートラル宣言、2022年のガス小売事業とガス導管事業の法的分離が実施され、競争環境への移行や需要開拓の手段が変化。
 - 小売全面自由化により、都市ガスは、地域独占や総括原価方式から、料金やサービスで顧客の獲得を争う競争環境に移行。新規参入者も増加する中、小売間での競争環境において様々なニーズの顧客を獲得するため、一部の**ガス小売事業者は、積極的に脱炭素投資を行い、脱炭素メニューの販売等を実施**。
 - また、ガス小売事業とガス導管事業の事業類型の見直しに伴う役割の変化及び行為規制の導入により、一部の**ガス導管事業者**は、**主に家庭用の新規需要の拡大に向けた都市ガス導入の提案**及び**ガス小売事業者等と連携した**成功報酬型の需要開拓費・需要調査費制度を活用した**需要開拓等を実施。**
- 他方、**ガス事業者の事業環境は**、「エネルギー安定供給・経済成長・脱炭素」の３つを同時追求するGX政策の進展、将来的な人口減少や大都市圏への一極集中が進行する中での地方における社会基盤の維持、データセンター（DC）や産業団地等の新たな需要の浮上など、**ガスシステム改革当初に想定していた事業環境からの変化に直面している**。
- **ガス事業者は**、**エネルギーの安定供給を大前提**としつつ、こうした事業環境変化にも柔軟に対応し、**脱炭素も含めた需要家の幅広いエネルギー選択のニーズに答えられるよう、持続可能なエネルギー供給を担うことが期待される**。そのため、**ガス事業者が**、**これらを実現できるガスシステムの在り方を整理する必要がある**。

ガスシステム改革の評価④（天然ガス利用方法の拡大）

令和8年1月23日
第6回 ガス事業環境整備ワーキンググループ
資料３－１より抜粋

現状の評価

- 導管総延長も延伸傾向を継続。また、レジリエンス向上に向けた災害拠点におけるガス利用設備の導入や、熱エネルギーの低・脱炭素化を目指した天然ガスへの燃料転換といったガスの利用先の拡大についても着実に進展。地方においては、燃料転換のポテンシャルが存在するとの評価。
- また、ワット・ビット連携の議論においても、DC運用の高度化の観点から、蓄電池・コジェネ等の整備により、既存の電力インフラをより有効に活用する可能性について検討することと位置づけ。
- 他方で、ガスの燃料転換を含めた普及拡大については、旧一般ガス事業者が中心となっており、プレーヤーが限定的。基本的には、旧一般ガス事業者と新規参入者の競争はスイッチング競争中心。
- 2030年度の合成メタンやバイオガスの導入目標についても、まずは大手事業者による対応が前提。

今後の課題

- 天然ガス利用の拡大を進めていく中で、将来の合成メタンやバイオガスの導入について、量と価格の見通しや、政策の方向性を発信することにより、ガスの分野におけるカーボンニュートラルに向けた需要家の予見性を確保していくことが求められている。
- 天然ガス利用拡大や将来の合成メタンやバイオガスの導入に向けて、引き続き、事業者等の投資環境整備や標準熱量に係る検討を進めると同時に、地域の面的な需要獲得に係る多様な関係者の連携の在り方についても、検討すべきではないか。
- 都市ガスのカーボンニュートラル化に向けては、大手や地方、新規参入者も含めた多様な担い手による中長期的な対応の在り方を検討すべきではないか。

主な御意見①（熱需要の低炭素化、都市ガスのCN化）

令和8年1月23日
第6回 ガス事業環境整備ワーキンググループ
資料３－１より抜粋・加工

- **熱需要に対して**、どのようにガスを使えるかだけでなく、**俯瞰した視点での電化や水素化も含めたエネルギー供給の在り方**や**それに向けた事業者の研究開発投資の最適化の検討が必要**。政府には、大きなビジョンを持ち、その中で各事業者が求められる道を支援できるような環境整備を期待。
- 燃料転換の将来像を示すに当たり、**面的に燃料転換を進め**、**他の地域にも展開しやすい土壌や情報共有を進めることが重要**。
- 潜在需要の大宗は産業用需要であり、**地方事業者単独では**、**技術的**、あるいは**規模的に燃料転換を実施することが困難な場合も存在**。必要に応じて大手事業者と地方事業者が連携することで、今後の地方エリアのガス事業が拡大することも期待。
- **天然ガスへの燃料転換に係る投資判断を需要家、供給者双方で促すためには**、**天然ガスの活用を持続的なものとする政策的なピン留めが重要**。エネルギー基本計画は数年ごとに見直されるため、もう少し強固なピン留めがあると望ましい。そのためには、**天然ガス自体の脱炭素燃料への燃料転換も重要**。
- 需要家は、今後のCN化動向を見据え、イニシャル・ランニングコストを踏まえた投資判断が必要。**ガス事業者**は、**大規模な燃料転換の場合**、**供給能力の増強など、大きな初期投資と改修のリスクを伴う**。燃料転換の推進には、**官民一体で天然ガスへの燃料転換の有効性を発信する**こと、**需要家及びガス事業者が前向きに投資を判断できる環境整備が必要**。

主な御意見②（熱需要の低炭素化、都市ガスのCN化）

令和8年1月23日
第6回 ガス事業環境整備ワーキンググループ
資料３－１より抜粋･加工

- 水素の大量製造がボトルネックと理解。海外で全ての水素を製造することが正しいか疑問。国内のエネルギー安全保障の観点から、国内のCN化を積極的に支援すべき。海外のメタネーションも国内でモジュール化を進めるなど、製造技術を海外に輸出することも重要。
- 合成メタン製造において、好条件が整うプロジェクトは非常に限定的であり、**将来のスケールアップを考える際には、依然としてコストが課題**。**一般家庭の負担や国内産業の競争力への影響も考慮した目標設定、対応が必要**。
- **海外に製品を売る際**にその国での**環境政策の規制の影響を受けたり**、**自動車部品のサプライヤーとして CO2削減要請等を受ける**ため、**競争力確保の観点で合成メタン等に先行して取り組む必要がある**。CN化を求められている自動車などの**業種に合わせたスピード感ある取組が重要**。
- 将来的なCNに向けて**水素**、**合成メタンなどが安価で安定的に供給される確信が持てない中**、**大きな設備投資に踏み切れない**。

主な御意見③（熱需要の低炭素化、都市ガスのCN化）

令和8年1月23日
第6回 ガス事業環境整備ワーキンググループ
資料３－１より抜粋･加工

- 国産バイオガスの活用について、国内でのポテンシャルは限定的ではないか。海外バイオガスの導入も並行して検討すべき。ポテンシャルとコストの議論、普及のためのボトルネックの識別、制度整備が必要。
- バイオガスは、現状ではFIT/FIPの支援により電力で利用されているが、**FIT/FIPの支援後、ガスで利用する可能性も含めて、全体の効率性の観点から支援の在り方を検討すべき**。
- **バイオガスのカスケード的な利用について、定量的に優位性が示されると良い**。残渣の肥料利用やコスト負担の課題があり、地方公共団体・行政の支援が必要。障壁と必要な支援策は何か。
- **バイオガスの潜在量はあるが、立地・輸送の面で制限**。大規模の工場・産業用を賄う量にはならない。**バイオガスのコストは、清掃工場や下水処理場の場合は公共サービスの一環としてインフラを共有でき、抑えられる**。**畜産糞尿や農林残渣の場合は、独立したプラントが必要なため、コスト負担が増大**。広く負担することで実現性を高められるため、支援を期待したい。

主な御意見④（熱需要の低炭素化、都市ガスのCN化）

令和8年1月23日
第6回　ガス事業環境整備ワーキンググループ
資料３－１より抜粋･加工

- **ガスの小売規制や脱炭素ガスの販売方法**、**証書・クレジットの評価や民間主導の取り扱い**、**転売制限などの制度設計について**、CCSや再エネ電気を参考にしながら**整理が必要**。
- 輸入時の環境価値をどのようにモニタリングして評価するのか慎重に見るべき。**サプライチェーンの管理**、**CI値の設定など、現在の課題や今後の方向性について聞きたい**。**合成メタン等の環境価値が日本に届いていることを適切に証明するための、サプライチェーン上の要件整理**が**必要**。
- CNを恒久的な取組とするには、ガスの脱炭素に価値を見出せる仕組みを構築する必要がある。**証書を含めた価値移転の取組を整備すべき**。
- 燃料転換やバイオガス導入で、事業者だけでは限界がある部分は国や地方公共団体との連携や支援が必要。資金的な支援に加えて、**カーボンクレジット**や**環境価値取引の活用**、**共同事業化によるリスク分散など複数の仕組みを組み合わせることが必要**。**事業者の資金負担を軽減しながら**、**事業としての採算性や地域社会への経済波及効果**、**環境価値の最大化を図る仕組みを検討していく必要**がある。

主な御意見⑤（今後の導管事業の在り方）

令和8年1月23日
第6回　ガス事業環境整備ワーキンググループ
資料３－１より抜粋･加工

- 導管の維持に関して、**今後人口減少に伴って**、**ネットワークを現状のままで維持するのか**、**小さくするのか**、**拡大するのか**伺いたい。ネットワークの将来について行政等第三者が介入して議論する必要があるのか、それとも事業者自身の判断で進めていけるものなのか。
- これから**課題が悪化していく中**で、**持続可能な事業としてできるのか**、**本質的に産業構造を変化させる対応が必要ではないか**。
- **将来需要を見据え**、**需要が減少する地域**では入替工事のタイミングで導管のサイズを縮小する等、 **インフラ全般の効率化を意識して取り組んでいる**。現時点で大きな見直しはしていないが、今後の事業環境次第で柔軟に検討していきたい。

ガスシステムが目指す方向性とそれを踏まえた対応

令和8年1月23日
第6回 ガス事業環境整備ワーキンググループ
資料３－１より抜粋

協創的な発想も含めた持続性の確保に向けた視点
「持続性」「協創」「市場競争・効率性の追求」

1．安定供給の確保

- ✓ **スマート保安を含む省人化・省力化の展開**など、**担い手不足や保安レベルの持続的な維持・高度化に向けた制度的な対応**
- ✓ 事業者が**必要な投資**を行い**安定供給を継続**するための、**料金制度をはじめとする事業制度の在り方**
- ✓ 脱炭素への対応などの将来の不確実性も踏まえた、**供給力確保や需給見通しの考え方**の整理
- ✓ 競争によるコスト抑制の発想と同時に、地域の面的な需要獲得に係る多様な関係者の連携の在り方など、**協創・協調による最適化・付加価値創出**

2．需要家の選択肢確保

- ✓ **スタートアップ卸**の利用上限量を越えた卸取引など、**卸取引の運用面における課題**の確認
- ✓ **監視等委による特別な事後監視が終了した後**の、継続的な**料金水準の確認の在り方**

3．都市ガスのカーボンニュートラル化

- ✓ 合成メタン、バイオガスの**将来見通しや政策の方向性の発信により、需要家の予見可能性を確保**
- ✓ 天然ガス利用拡大や合成メタン、バイオガスの導入に向けた**事業者等の投資環境整備**
- ✓ 都市ガスのCN化を見据えた**標準熱量の在り方**
- ✓ **合成メタン、バイオガスの排出削減価値**の取り扱いに係る**適正な取引の在り方**の提示
- ✓ 多様なガス事業の担い手による**都市ガスのCN化に向けた中長期的な対応**の整理

我が国のカーボンニュートラル計画①

令和８年４月14日
2024年度の我が国の温室効果ガス排出量及び吸収量（概要）より抜粋・加工

我が国の排出・吸収量の状況及び新たな削減目標（NDC）

- 我が国は、**2030年度目標と2050年ネット・ゼロを結ぶ直線的な経路を、弛まず着実に歩んでいく。**
- 新たな削減目標については、**1.5℃目標に整合的で野心的な目標**として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ**60%、73%削減**することを目指す。
- これにより、中長期的な**予見可能性**を高め、**脱炭素と経済成長の同時実現**に向け、**GX投資を加速**していく。



我が国のカーボンニュートラル計画②

令和7年6月18日
第14回 メタネーション推進官民協議会　資料４

地球温暖化対策計画（2025年2月18日閣議決定）に位置付ける主な対策・施策

環境省

- 削減目標達成に向け、**エネルギー基本計画及びGX2040ビジョンと一体的**に、主に次の対策・施策を実施。
- 対策・施策については、**フォローアップの実施を通じて、不断に具体化を進めるとともに、柔軟な見直し**を図る。

《エネルギー転換》

- **再エネ、原子力**などの**脱炭素効果の高い電源**を最大限活用
- トランジション手段として**LNG火力**を活用するとともに、水素・アンモニア、CCUS等を活用した**火力の脱炭素化**を進め、**非効率な石炭火力のフェードアウト**を促進
- 脱炭素化が難しい分野において、**燃料転換、水素等（水素、アンモニア、合成燃料及び合成メタン）、CCUS**の活用

《産業・業務・運輸等》

- 工場等での**先端設備**への更新支援、**中小企業**の省エネ支援
- 電力需要増が見込まれる中、**半導体の省エネ性能向上、光電融合**など最先端技術の開発・活用、**データセンターの効率**改善
- 自動車分野における製造から廃棄までの**ライフサイクル**を通じたCO_2排出削減、**物流**分野の脱炭素化、**航空・海運**分野での次世代燃料の活用

《地域・くらし》

- **地方創生に資する地域脱炭素**の加速（地域脱炭素ロードマップ）
 →2030年度までに100以上の**「脱炭素先行地域」**を創出等
- 省エネ住宅や食品ロス削減など**脱炭素型のくらしへの転換**
- **高断熱窓、高効率給湯器、電動商用車やペロブスカイト太陽電池**等の導入支援や、国や地方公共団体の庁舎等への率先導入による**需要創出**
- **Scope3**排出量の算定方法の整備など**バリューチェーン全体の脱炭素化**の促進

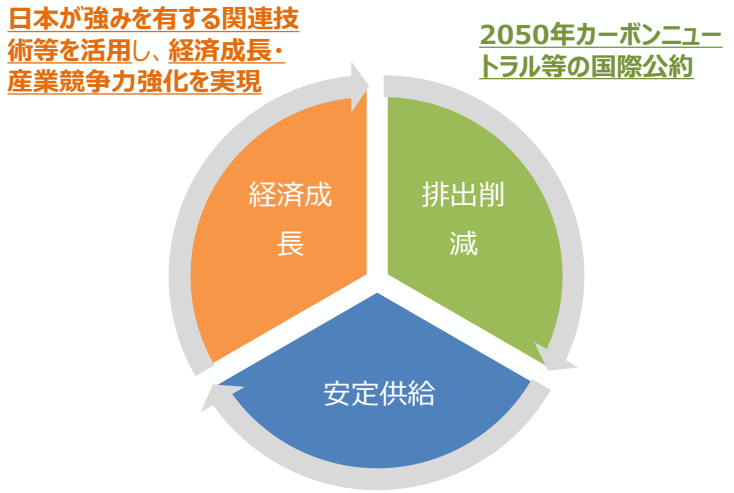
《横断的取組》

- **「成長志向型カーボンプライシング」**の実現・実行
- **循環経済（サーキュラーエコノミー）**への移行
 →**再資源化事業等高度化法**に基づく取組促進、**「廃棄物処理×CCU」**の早期実装、**太陽光パネルのリサイクル**促進等
- **森林、ブルーカーボンその他の吸収源確保**に関する取組
- 日本の技術を活用した、**世界の排出削減への貢献**
 →**アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）**の枠組み等を基礎として、**JCM**や**都市間連携**等の協力を拡大

GXについて

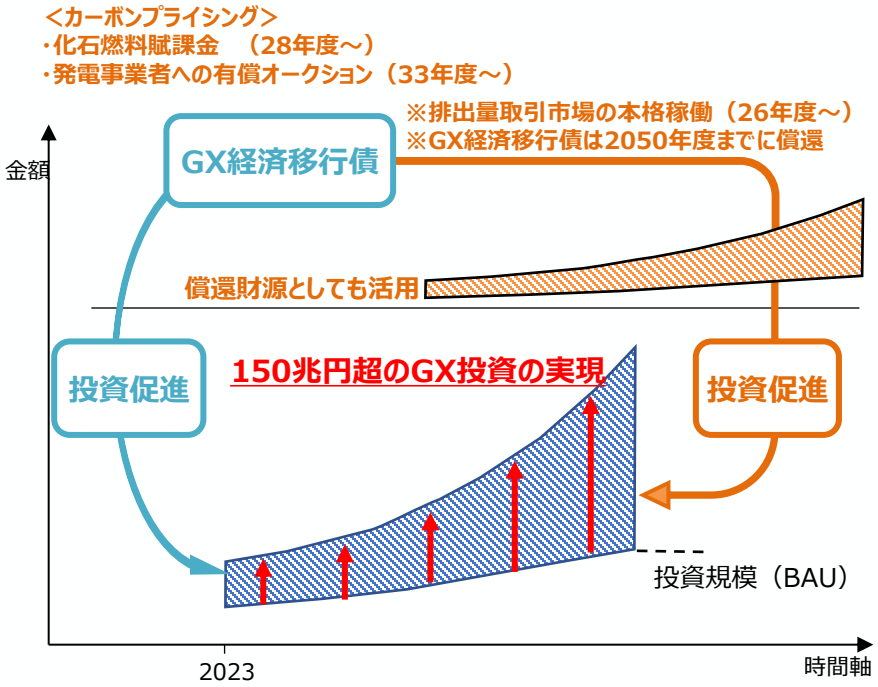
- GXは、**「エネルギー安定供給・経済成長・脱炭素」の３つを同時追求する取組**。2022年7月にGX実行会議を立ち上げ議論を開始。「GX推進法」の制定・改定、「GX2040ビジョン」の策定などを通じて、グリーン一足飛びではなく、**多様なアプローチで2050年カーボンニュートラル実現を志向**した取組を推進。
- 「**GX経済移行債**」を活用した**20兆円規模の先行投資支援と制度的措置を一体的に講ずる**ことにより、**150兆円超の官民GX投資**の実現を目指していく。

GXの基本理念



- ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、世界各国でエネルギー価格を中心にインフレが発生
- **化石燃料への過度な依存から脱却**し、**危機にも強いエネルギー需給構造**を構築

成長志向型カーボンプライシング



（参考）GX2040ビジョン　【2025年2月18日閣議決定】

1. GX2040ビジョンの全体像

- ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化の影響、DXの進展や電化による電力需要の増加の影響など、**将来見通しに対する不確実性が高まる中**、**GXに向けた投資の予見可能性を高めるため、より長期的な方向性を示す**。

2. GX産業構造

- **①革新技術をいかした新たなGX事業が次々と生まれ、②フルセットのサプライチェーンが、脱炭素エネルギーの利用やDXによって高度化された産業構造**の実現を目指す。
- **上記を実現**すべく、**イノベーションの社会実装**、**GX産業につながる市場創造**、**中堅・中小企業のGX**等を推進する。

3. GX産業立地

- **今後は、脱炭素電力等のクリーンエネルギーを利用した製品・サービスが付加価値を生むGX産業が成長をけん引。**
- **クリーンエネルギーの地域偏在性を踏まえ、効率的、効果的に「新たな産業用地の整備」と「脱炭素電源の整備」**を進め、地方創生と経済成長につなげていくことを目指す。

4. 現実的なトランジションの重要性と世界の脱炭素化への貢献

- **2050年CNに向けた取組を各国とも協調しながら進めつつ、現実的なトランジションを追求する**必要。
- **AZEC**等の取組を通じ、世界各国の脱炭素化に貢献。

5. GXを加速させるための個別分野の取組

- 個別分野（**エネルギー、産業、くらし等**）について、**分野別投資戦略、エネルギー基本計画等に基づきGXの取組を加速**する。
- 再生材の供給・利活用により、排出削減に効果を発揮。**成長志向型の資源自律経済の確立**に向け、**2025年通常国会で資源有効利用促進法改正案提出**を予定。

6. 成長志向型カーボンプライシング構想

2025年通常国会でGX推進法改正案提出を予定。

- **排出量取引制度の本格稼働（2026年度～）**
 - **一定の排出規模以上(直接排出10万トン)の企業**は業種等問わずに**一律に参加義務。**
 - 業種特性等を考慮し**対象事業者に排出枠を無償割当て。**
 - **排出枠の上下限価格を設定**し予見可能性を確保。
- **化石燃料賦課金の導入（2028年度～）**
 - 円滑かつ確実に導入・執行するための所要の措置を整備。

7. 公正な移行

- GX を推進する上で、**公正な移行の観点から、新たに生まれる産業への労働移動**等、必要な取組を進める。

8. GXに関する政策の実行状況の進捗と見直しについて

- 今後もGX実行会議を始め適切な場で進捗状況の報告を行い、必要に応じた見直し等を効果的に行っていく。

出典：経済産業省HP GX（グリーン・トランスフォーメーション）　（METI/経済産業省）

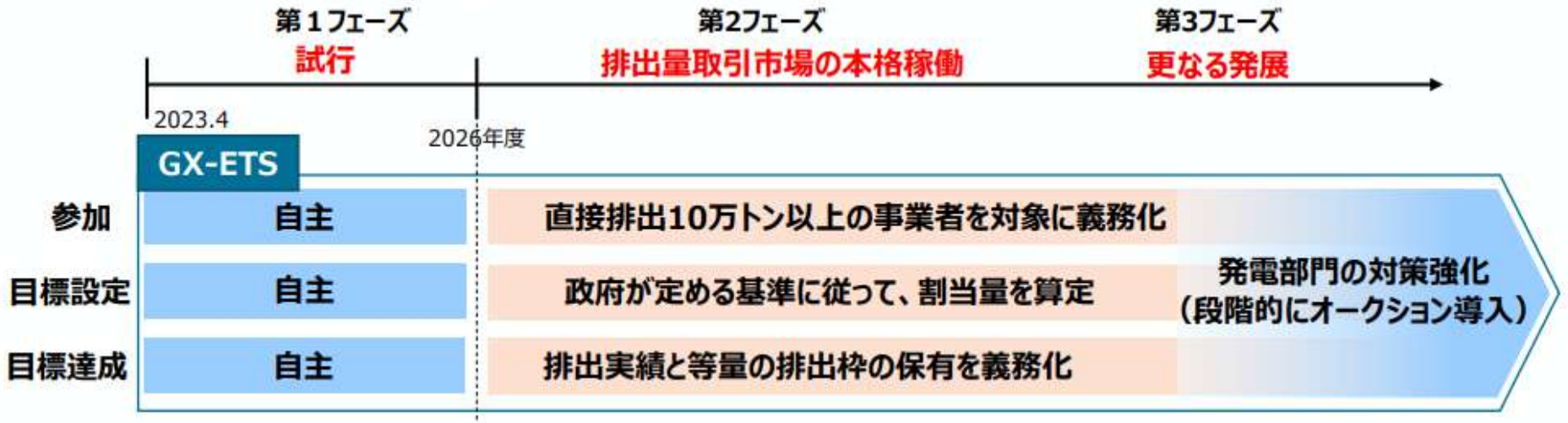
（参考）排出量取引制度の段階的発展について

令和７年12月19日　排出量取引制度小委員会
中間とりまとめ　より抜粋

■ 2023年度より、**カーボンニュートラルに向けて野心的に取り組む企業が参加する「GXリーグ」において、自主的な排出量取引制度を試行**。**日本の温室効果ガス排出量の5割超**を占める企業が参加。

■ ＧＸリーグにおける試行的取組の成果を踏まえ、2026年度より、**排出量取引を義務化**。

<GX-ETSの段階的発展のイメージ>



（参考）改正GX推進法に基づく排出量取引制度

- 排出量取引制度が法定化され、2026年度から二酸化炭素を一定規模以上排出する事業者が対象となる。

令和７年12月19日 排出量取引制度小委員会
中間とりまとめ より抜粋

①制度対象者

- CO2の直接排出量が**前年度までの３カ年度平均で10万トン以上**の事業者が対象。
- 義務対象者である親会社等が、**密接な関係にある子会社（義務対象者のみ）も含めて一体で義務を履行することも可能。**

②移行計画の策定

- 対象企業は2050年カーボンニュートラルの実現に向けた排出削減目標や、その他関連事項を含む計画を策定・提出。

→2030年度の直接・間接排出削減目標等の中長期的な排出量の見通しを国が集計・公表。

③排出枠の保有義務

①排出枠の割当ての申請
- 政府指針に基づいて算出した排出枠の量を企業が割当申請。
- 申請に当たっては、第三者機関（登録確認機関）が割当量を確認。

②排出量の算定・報告
- 企業は自らの排出量について、登録確認機関による確認を受けた上で、毎年度国に報告。

③排出枠の保有
- 確認を受けた毎年度の排出実績と同量の排出枠を翌年度の１月31日に保有することを義務づけ。

④不履行時の扱い
- 保有義務の未履行分×上限価格の1.1倍の支払いを求める。

④価格安定化措置

- 政府は、**排出枠の上下限価格**を設定。
- （排出枠価格の高騰等により義務履行に支障が生じる状況として大臣が告示した場合）排出枠が不足する事業者については、**上限価格×不足分の支払いによって、義務を履行したものとみなす。**
- 一定期間以上、**市場価格が下限を下回って低迷する場合には、GX推進機構を通じてリバースオークションを行い、**排出枠の流通量を調整するとともに、**割当基準の強化**を検討。

⑤排出枠取引市場

- 排出枠取引市場の公正かつ安定的な運営を担保するため、**GX推進機構が市場を設置・運営することとする。**
- 制度対象者に加え、**①カーボンクレジットについて一定の取引経験を有する取引業者**や、**②制度対象者からの依頼に基づいて取引を行う取引業者**の市場参加を認める。

8

（参考）第7次エネルギー基本計画①【2025年2月18日閣議決定】

Ⅴ.２０４０年に向けた政策の方向性

1.総論

（1）エネルギー政策の基本的考え方

２０４０年に向けては、電化が困難であるなど、脱炭素化が難しい（Hard to Abate）分野においても脱炭素化を推進していくことが求められるため、**天然ガスなどへの燃料転換に加え、水素等（水素、アンモニア、合成燃料、合成メタン）やＣＣＵＳなどを活用した対策を進めていく**必要がある。

4.次世代エネルギーの確保/供給体制

（4）合成メタン等

① 合成メタン

水素とＣＯ２から合成（メタネーション）された合成メタンは、**既存のインフラ等を利用できるため、ガスの円滑な脱炭素化に寄与し得る。**合成メタンの市場創出や利用の拡大には、実用化・低コスト化に向けた技術開発と同時に、持続可能な形で投資が継続される環境整備を進めることが重要である。

合成メタンの製造コストは、ＣＯ２回収コストやメタネーションの設備費等が含まれるが、特に、水素製造コストが大きな割合を占めている。こうした**コストを低減するため、既存のメタネーション技術より生産効率が飛躍的に高まる革新的メタネーション技術について、２０３０年の基盤技術の確立、２０４０年代の大量生産技術の実現を目指し、引き続き、技術開発に取り組む。**

２０３０年度において、供給量の１%相当の合成メタン又はバイオガスを導管に注入し、その他の手段と合わせてガスの５%をカーボンニュートラル化していくため、**これらの導入目標をエネルギー供給構造高度化法の判断の基準等に位置付け**、その**導入コストのうち、ガスの一般的な調達費よりも割高になる部分は**、ガス小売事業者間の公平な競争環境を整備する観点から、**託送料金原価に含めることができる仕組みを構築**する。また、これらを踏まえ、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における排出係数への反映や合成メタンの排出削減価値に係る第三者認証機関に求める具体的な要件の検討を行うなど、**必要なカウントルールの整備**等を行う。

合成メタンやバイオガスの導入などの様々な手段を組み合わせ、２０５０年の都市ガスのカーボンニュートラル化を実現するため、特定の事業者のみならず、全国の都市ガス事業者により、日本全体として都市ガスのカーボンニュートラル化を推進するという視点から、必要な制度等の在り方について検討を行う。

（参考）第7次エネルギー基本計画②【2025年2月18日閣議決定】

２．需要側の省エネルギー・非化石転換

（１）基本的考え方

我が国では、化石燃料への過度な依存から脱却し、エネルギー危機にも耐え得る需 給構造への転換を進めるため、徹底した省エネルギーに向けた取組を進めてきた。 化石燃料の大宗を海外からの輸入に依存する我が国において、徹底した省エネルギ ーの重要性は不変であるが、今後、**２０５０年カーボンニュートラルに向けて更に排出削減対策を進めていく上で**は、需要サイドの取組として、**徹底した省エネルギーに 加え**、**電化や非化石転換が占める割合も今まで以上に大きくなる**と考えられる。特に、 非電力が占める割合は約７割と高く、今後は熱需要の脱炭素化が重要となる。

このため、**電化が可能な分野においては、Ｓ＋３Ｅのバランスを確保しつつ、電源の脱炭素化と電化を推進していくことが求められる**。併せて、**２０５０年カーボンニ ュートラル実現に向けては、電化が困難であるなど、脱炭素化が難しい分野において も脱炭素化を推進していくことが求められる**ため、天然ガスなどへの燃料転換に加え、 水素等やＣＣＵＳなどを活用した対策も進めていく必要がある。

（中略）

（参考）第7次エネルギー基本計画③【2025年2月18日閣議決定】

5.化石資源の確保/供給体制

（1）基本的考え方

特に、**ＬＮＧの安定供給確保**は、電力の安定供給の確保を大前提に非効率な石炭火力の発電量を減らしていく中、現実的なトランジションの手段としてＬＮＧ火力を活用する必要があることに加え、**都市ガスの安定供給の観点から重要**である。価格高騰や供給途絶等のリスクに備え、官民一体となって必要なＬＮＧの長期契約を確保する必要がある。加えて、災害の多い我が国では、エネルギーの強靱性の観点から、可搬かつ貯蔵可能な石油製品やＬＰガスの安定調達と供給体制確保は重要である。

（2）天然ガス

① 総論

天然ガスは、熱源として効率性が高く、地政学的リスクも相対的に低く、足下、電源構成の約３割を占める。また、化石燃料の中で温室効果ガスの排出が最も少なく、再生可能エネルギーの調整電源の中心的な役割を果たすと同時に、燃料転換等を通じた天然ガスシフトが進むことで環境負荷低減にも寄与する。さらに、**将来的な技術の進展によりガス自体の脱炭素化の実現が見込まれ、水素等の原料としての利用拡大も期待される等、カーボンニュートラル実現後も重要なエネルギー源**である。

他方、ロシアによるウクライナ侵略等によりエネルギー安定供給の不確実性が生じ、引き続き**ＬＮＧ市場は構造的にタイト**である。こうした中でも、**自主開発を推進し、市場拡大や供給源多角化にあたっては、地理的な近接性や資源国との中長期的な協力関係等を総合的に判断し、安定供給性・強靱性を向上させる必要**がある。内閣総理大臣を筆頭とした資源外交やＪＯＧＭＥＣによるリスクマネーの供給、ＬＮＧ産消会議の継続等により、安定調達と供給体制の確保に取り組む。

日本の石油・天然ガス開発企業には、脱炭素燃料・技術の供給分野等で、メインプレイヤーであり続けることが期待される。

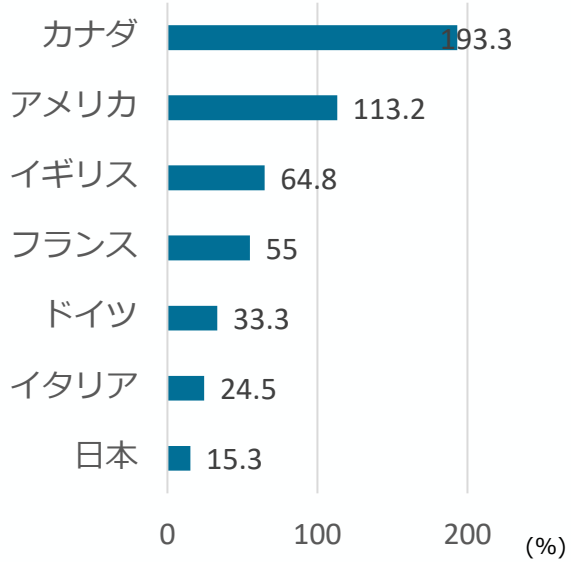
危機管理投資としての「資源・エネルギー安全保障・GX」

令和８年４月16日
第17回GX実現に向けた専門家ワーキンググループ
資料より抜粋

- **エネルギー自給率がG7諸国最低水準**であり、**中東からの原油輸入に大きく依存**する我が国にとって**「エネルギー安定供給強化」は急務。各国でも動きが加速**する中で、**脱炭素電源拡大等のGX投資は「危機管理投資」**そのもの。
- 加えて、グローバルで**「脱炭素」を軸にした新たなサプライチェーンの構築・製品の差別化**が着実に進みつつあり、**この流れに取り残されると今後のグローバルな経済活動の基盤を失う恐れ。**
- **中東情勢に伴いエネルギー危機が顕在化した今こそ、「危機管理投資」としてのGX投資の重要性が増している。**

エネルギーの自給自足

✔ 我が国のエネルギー自給率はG7諸国で最低水準



（出所）IEA「World Energy Balances」、
総合エネルギー統計に基づき作成。日本は2023年度、その他は2023年の数字

各国での対応の加速

✔ 各国とも、アクセス可能な化石資源＋脱炭素電源で「エネルギー安定供給」を強化

✔ 安全保障の観点より洋上風力の開発を再加速

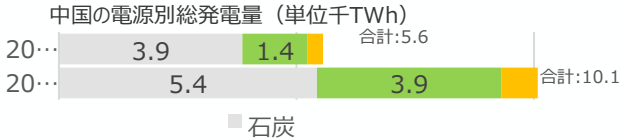
ハンブルク宣言で**洋上風力100GW導入へ連携**
英国は**洋上風力8.4GW**のプロジェクト支援決定

✔ 国産化石エネルギーを政策的には活用しつつも、市場ベースでは再エネの導入は着実に進展

米国の26年度の**電源新設は86GW**、内訳は**再エネ/蓄電池:80GW、天然ガス:6GW**の見通し

（出所）U.S. Energy Information Administration, Preliminary Monthly Electric Generator Inventory, December 2025

✔ 電力需要増を再エネ・原子力、石炭火力新設で対応



（出所）IEA Monthly Electricity Statisticsを基に経済産業省作成

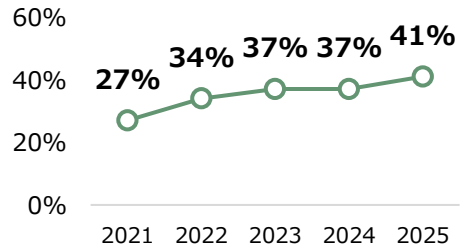
グローバルによる脱炭素SC構築の動き

✔ 民間企業もサプライヤーへの環境要件を厳格化

【サプライヤーへの環境要件の例】

Micro soft	● 主要サプライヤーには、2030年までに**Microsoft向け製品の製造工程での使用電力を100%脱炭素化する**こと等を要求
Apple	● 直接取引先サプライヤーには、**Apple製品製造時の使用電力を2030年までに100%再エネとする**こと等を要求

【サプライチェーン全体のネットゼロ目標を有する企業の割合】



※売上高上位2000社のうち、Scope1、2、3をカバーする目標を設定している企業の割合
（出所）Accenture「Destination Net Zero 2024」、「Destination Net Zero 2025」、各社公表資料等を基に経済産業省作成。

グローバルサプライチェーンの川下の都市ガス需要家等への脱炭素要請の強まり

令和８年３月17日
第16回GX実現に向けた専門家ワーキンググループ
資料1-3 より抜粋

（参考）川下産業からの脱炭素要請の強まり；半導体業界

- **自動車／半導体**を始めとする**ブランドオーナーによるコミットメントが高い領域**において、グリーン化要請が高まりつつある
- 例えば半導体業界では、**TSMC**は**半導体の製造プロセス全体で脱炭素の取り組み**を段階的に強化しており、**半導体前工程**で使用される**薬液（アンモニア水等）の低炭素化**に向けた検討を進めている

川下産業におけるグリーン化の動向

産業	概要
自動車	• 欧州のELV規制に伴いCE化の流れが加速 • 欧州バッテリー規制による蓄電池のCO2排出量開示、リユース・リサイクルの促進が求められる
半導体	• 欧米の先進顧客から廃棄物削減/CFP削減の要求が起こりつつある
アパレル	• 欧州の循環型繊維製品戦略によるリサイクル済み繊維の混合が求められる • 製品の原料から廃棄までの履歴を管理するDPP（Digital Product Passport）が27年適用開始
日用品（プラスチック製品）	• 欧州ではPPWR規制によって包装材の廃棄物削減、リサイクル率増加が要求されている

出典：化学工業日報、JETROビジネス短信等を参照

（例）TSMCにおける脱炭素化の取り組み

- 半導体ウエハーに回路を作る前工程に使用される薬液（アンモニア水や過酸化水素水、硫酸等）を作る上流工程がTSMCの製品CFPの大部分を占める。今後アンモニア水以外の薬品でも**低炭素な代替品の採用を検討**。
 - 製品製造時に発生するCO_2を回収して地中に貯留するブルーアンモニアから製造されたアンモニア水を25年に導入。グレーアンモニアに比べ、年間約1000トンのCO_2排出量を削減可能。
- 半導体チップを製品に仕上げる後工程では、先端パッケージ品の需要拡大にあわせ**資源循環の取り組みを強化**。
- 50年までに二酸化炭素（CO_2）排出量を実質ゼロとする目標の達成に向け、**サプライチェーン全体で環境負荷の低減を加速**。

（化学工業日報　2026年1月30日の記事を要約）

41

（参考）分野別の投資状況の評価と今後の課題（製造業）

令和７年10月　GX実現に向けた専門家ワーキンググループ（第１１回）資料１より抜粋

■ 現状の認識
● 今後の方向性

【エネルギー多消費産業】

■ エネルギー多消費産業における革新投資は、グローバルにも未だ限定的な中で、我が国においては鉄鋼・化学等の製造業におけるエネルギー・製造プロセス転換支援により、R6年度までに約1,300億円程度の支援を採択し、R7年度に入ってからも約2,700億円程度の支援を採択。鉄鋼・化学業界をはじめ、将来を見据えたGX投資を世界に先駆けて実施。

■ 一方で、①投資を回収するためには、グリーン製品の価値が適切に評価される市場がグローバルに構築される必要があるが、未だ途上にあること、②燃料転換について、グローバルな資源マーケットの状況やカーボンプライシングの見通しを注視していたことなどにより、想定通り進まなかった案件も一部ある。

● 今後、エネルギー多消費産業におけるGX投資を一層進めて行くためには、まず、国内外のグリーン製品の市場創造を一層加速化させる必要がある。同時に、単なる燃料転換を超えて、競争力があり低炭素な先端素材等の分野の事業ポートフォリオにおける比重を高めていくような取組を、GXとして支援を強化していくべきではないか。

● 加えて、GXの進展の中で、コンビナート等の一部では利用しない設備や用地が発生する。インフラが整っているコンビナート等は競争力の源泉であり、有効利用しながら新たなGX産業を生み出していく地域の取組を支援していくべきではないか。

【産業全体の省エネ】

● 産業全体の省エネ投資については、中小企業をはじめ着実に進展しており、足下の投資喚起やエネルギーコスト低減等の観点からも、政策効果を踏まえつつ更なる深掘りが重要ではないか。

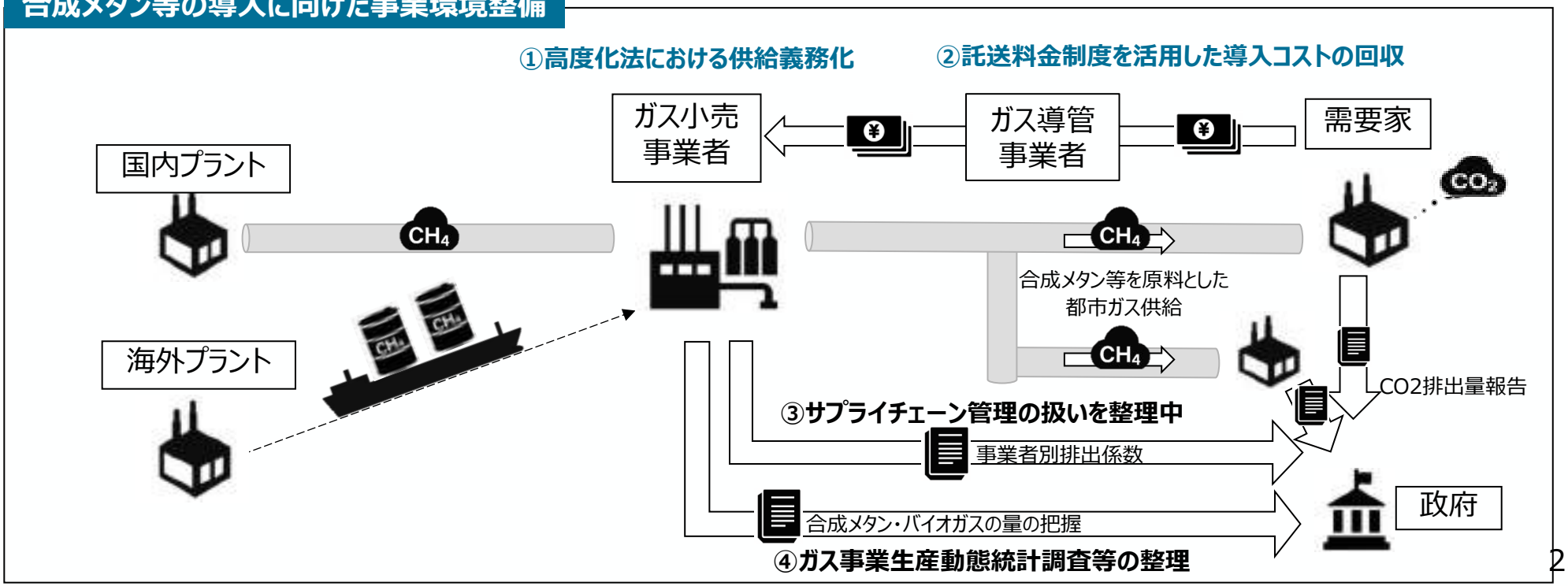
合成メタン等の導入に向けた事業環境整備

- 2030年度に１%供給という目標の達成に向けて、①**高度化法において供給を義務化**（大手三社は、2026年1月に目標達成計画を策定）、②**託送料金制度を活用した導入コストの回収の枠組みを措置**したほか、海外からの調達も含め、排出削減価値を移転できるよう、③ **SHK制度※におけるサプライチェーン管理の扱いの整理**を進めている。加えて、合成メタン等の内訳を把握出来るよう、④**ガス事業生産動態統計調査等も整理**を行う予定。

※温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

- 今後は、**2050年カーボンニュートラルの実現**に向け、**全国の都市ガス事業者による、日本全体としての都市ガスのカーボンニュートラル化について検討**が必要。

合成メタン等の導入に向けた事業環境整備



（参考）算定方法検討会における検討状況

令和８年３月16日更新　温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会
資料２より抜粋

合成燃料等のサプライチェーン管理の扱いに関する現状の課題と今後の議論の進め方

- 今後さらに脱炭素の取組を推進するにあたっては、環境価値を有する燃料が、品質管理又は輸送方式等の観点から他の燃料と混合されて輸送・使用等されるケースの増加が想定される。SHK制度は調達した燃料に基づく算定を原則としているところ、このままでは本来的に環境価値を有する燃料でもその価値が正確に反映されず、普及が進まないおそれがある。
- この点、現状のSHK制度において実質的にマスバランスのような方法論を許容しているのはメニュー別係数のみであるところ、調達が難しい燃料の算定に向けては、**複数の燃料が混合されている場合の算定の原則について整理する必要があるのではないか**。
- その上で、複数の燃料が混合されているケースやそのカウントルールの整理に向けた環境整備は多様であることから、**複数の燃料が混合されている状態で商業化への取組が既に進んでいる燃料を優先テーマとして選定し、その優先テーマについてどのようなサプライチェーン管理手法を許容すべきかを明確化するのがいいのではないか**。
- 優先テーマの選定に際しては、まずはSHK制度における燃料全体のマスバランス・ブックアンドクレーム適用可否の状況を整理したうえで、民間事業者の取組及び政府の委員会等における議論状況を踏まえて選定したい。それに向け、事務局として今後は業界等とのヒアリング等を進めたい。

＜制度反映に向けたスケジュール（予定）＞

	2025年度			2026年度											2027年度					
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
検討会等		第11回算定検討会		優先テーマについてのサプライチェーン管理の明確化及び要件を議論												2026年度実績を2027年度に報告するものから反映予定				
事務局		業界ヒアリング等										（必要に応じた政省令・マニュアル等の改正）								

主な合成メタンプロジェクト

- 大手三社（東京ガス、大阪ガス、東邦ガス）を中心に、合成メタン導入に向けたプロジェクトを検討中。

【海外プロジェクト】

【Brandonプロジェクト（カナダ）】

- **東京ガス**が参画、**東邦ガスにも供給予定**
- **カナダ　マニトバ州**にて製造した合成メタンを日本に輸入する計画
- 近隣工場から調達したCO2と副生水素から合成メタンを製造
- 2030年度供給開始予定

【LiveOakプロジェクト（米国）】

- **大阪ガス、東邦ガス、伊藤忠商事、Total、TES**が参画
- **米国　ネブラスカ州**にて製造した合成メタンを日本に輸入する計画
- バイオマス由来のCO2と水素により、合成メタンを製造
- 2030年度供給開始予定

【国内プロジェクト】

【INPEX長岡鉱場でのメタネーション実証（新潟）】

- **INPEX、大阪ガス、名古屋大学**が参画
- **新潟県長岡市の油ガス田から発生する随伴CO2と再エネ由来の水素**により合成メタンを製造し、2026年２月に都市ガス導管へ注入。

【大阪・関西万博でのメタネーション実証（大阪）】

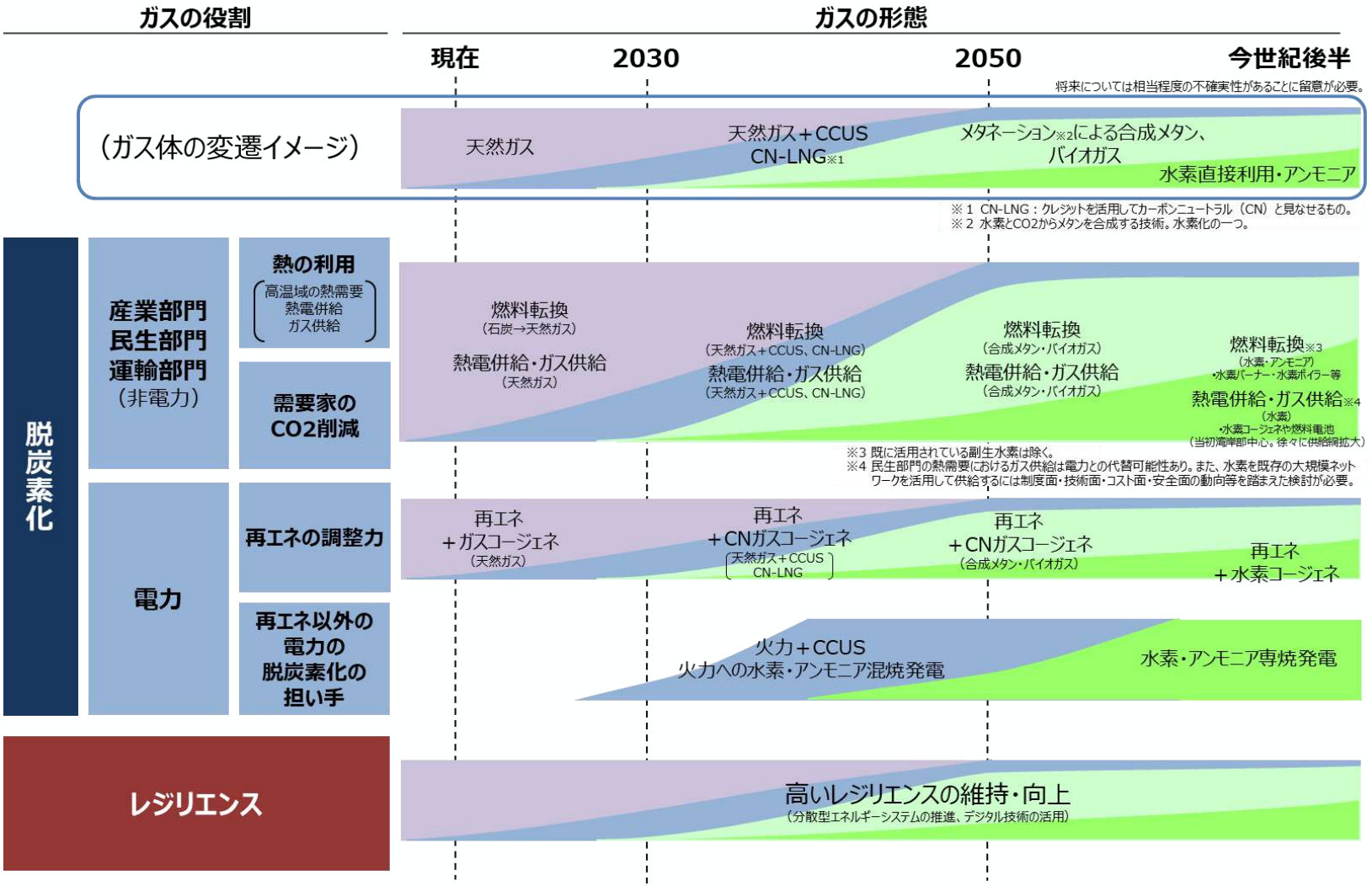
- **大阪ガス、大阪市、大阪広域環境施設組合**が参画
- 大阪市此花区のゴミ焼却工場（舞洲工場）の敷地内にて、**再エネ由来水素と生ゴミから得られるバイオガス**から、合成メタンを製造する計画を2022年度より実施。
- 2025年4月より、**万博会場で生じる生ゴミ由来のバイオガスから合成メタンを製造**し、会場内の熱供給設備等で利用された。

※国内で検討されている複数のプロジェクトの中から一部を抜粋

（参考）ガス体の変遷イメージ

令和７年11月更新「トランジションファイナンス」に関するガス分野における技術ロードマップ より抜粋・一部加工

- 2050年CN化に向けて、**重油・石炭・石油から天然ガスへの燃料転換による低炭素化**を進め、さらに**水素等（水素、アンモニア、合成燃料、合成メタン）やバイオガス、CCUS等を活用した対策による脱炭素化**を進めていく必要がある。



出典：2021年4月5日 2050年に向けたガス事業の在り方研究会中間とりまとめ 抜粋・一部加工

熱需要のGXに関する事業環境の変化

＜**政策的な位置づけ**＞

- 世界各国では、戦略的にGX投資を進めており、**我が国においても同様に重点を置きつつ**、**GXを一貫して堅持**する。
- その上で、エネルギーの安定供給・経済成長・脱炭素の同時実現を目指したGX2040ビジョンに立ち返り、**世界全体としての脱炭素化への貢献が重要**。**2050年我が国のCN達成に向けては、現実的なトランジションも含めた対応が必要**。

＜**将来の不確実性を踏まえた対応**＞

- **2026年度から**、一定規模以上のCO2排出を行う事業者を対象に**排出量取引制度への参加を義務化**。**天然ガスの需要家の事業環境も変化**。
- 現在、エネルギーの多消費産業では、グリーン製品の価値が適切に評価される市場形成が途上であり、エネルギーの需要家は、グローバルな資源マーケットの状況やカーボンプライシングの見通しを注視し、燃料転換等への投資のタイミングを見極め、GX投資を行うことが求められる。
- 需要家からは、競争力確保の観点で**合成メタン等の脱炭素燃料の早期導入を求める声もある**が、他方、**脱炭素燃料が安価で安定的に供給される確約がない中で**、天然ガスへの燃料転換に向けて**大きな設備投資に踏み切れないとの声もある**。
- **将来における経済情勢や技術革新の動向などの不確実性を増す中**で、**経済合理性と気候変動対策のバランスを重視した対応の必要性も指摘**されている。

ガス事業のGXへの貢献①

＜**事業環境が変化する中、ガス事業に求められる役割**＞

- 我が国のエネルギー消費は熱需要が６割を占めている。
- エネルギー政策の基本的な考え方として、**化石燃料への過度な依存から脱却**し、エネルギー危機にも耐え得る需給構造への転換を進めるため、**徹底した省エネルギー**に加え、**電源の脱炭素化**と**電化の推進**、**非化石エネルギーへの転換を進める方針**。
- ガス事業者は、需要家へのサービスを通じた省エネルギーへの対応を通じたGXへの貢献も求められている。
- 加えて、電化が困難なＨｔＡ産業などにおいても、熱需要の脱炭素化・低炭素化が求められている。当該領域においては、**石油・石炭に比べ低炭素な天然ガスへの燃料転換を進め**、将来的には、既存の供給インフラの活用が可能な**合成メタン・バイオガスへの転換を進めて、脱炭素化を実現させることが期待される**。
- さらに、都市ガスは、電力と同様に**カーボンクレジット等によるオフセットメニューの提供を通じ、需要家のGXに向けた取組に貢献することも可能**であり、ガスシステム改革の目的でもある需要家の選択肢の拡大を担っている。

ガス事業のGXへの貢献②

＜ガス事業者が目指すべき方向性＞

- **ガス事業がGXに貢献するための主な手段**として、**①燃料転換による低炭素化**、**②環境価値を用いた脱炭素化**、**③合成メタン・バイオガスへの燃料代替**が考えられる。
- ①低炭素化については、燃料転換の拡大ポテンシャルは、32～95億㎥と試算されており、**国内の熱需要における低炭素化を最大限促進していくことが不可欠**。
- 熱分野の脱炭素化に向けては、経済性も考慮した検討が必要であるが、**③合成メタンやバイオガスへの代替は**、**天然ガスへの燃料転換を進めた先に対応すること**が**想定**されるもの。 2030年度における導入目標は１％であり、足下、その導入目標の達成に向けて取り組んでいるが、本格的な導入は更に先であり、 2040年代の大量生産技術の確立に向けて、革新的メタネーションの技術開発に取り組んでいる状況。
- このため、2050年のCN化に向けて、足下から**地方事業者も含め早期に着手可能な施策としては、②排出削減価値を活用したクレジット創出やメニュー販売を並行して推進すること**。こうした観点から、本日は、**①～②を中心にご議論いただきたい**。
- ③**合成メタン・バイオガス**については、将来の社会実装を見据えて必要な環境整備について、**次回の本WGにおいて、改めてご議論いただきたい**。

１．これまでの議論の整理と我が国のGXへのガス事業の貢献

２．燃料転換等の推進

３．クレジット創出とメニュー販売の強化

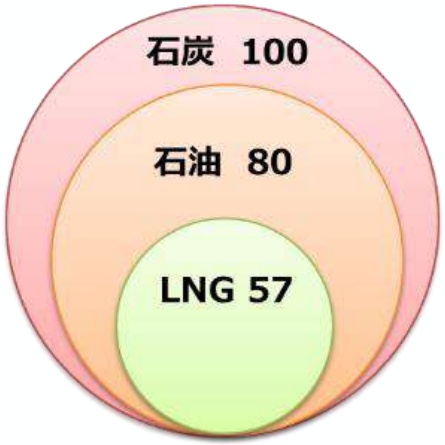
天然ガスへの燃料転換等

令和７年11月更新「トランジションファイナンス」に関するガス分野における技術ロードマップ より抜粋・一部加工

- 2050年カーボンニュートラル実現に向けて、天然ガスを代替できる合成メタンが実用化されれば、燃料自体の脱炭素が可能。それまでの**トランジション期においては、熱需要の低炭素化をいかに進めていくかが重要**。
- 産業部門における消費エネルギーにおいては、**電化による対応が難しい高温域も存在**。
- 熱需要の低炭素化のためには、石炭・石油から、**化石燃料の中でCO2排出量が最も少ない天然ガスへの燃料転換や高効率機器・効率的な運用の導入が有効**。

燃焼時CO2排出量

※石炭を100とした場合



出典：エネルギー白書2010

燃料転換等の事例

旭化成株式会社



延岡地区（宮崎県延岡市）

石炭火力発電

燃料転換

天然ガス火力発電（ガスコージェネレーション）
CO2削減量：年間16万トン
2022年運転開始

昭和産業株式会社



鹿島工場（茨城県神栖市）

石炭ボイラー

燃料転換

ガスコージェネレーション
CO_2削減量：年間6万トン
2021年9月より稼働

出典：公表情報より資源エネルギー庁作成

燃料転換等の支援策

＊「排出削減が困難な産業におけるエネルギー・製造プロセス転換支援事業」
・・**令和8年度予算額 417億円（GX経済移行債）**

＊「省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金」
・・**令和7年度補正予算額 550億円（GX経済移行債）**

＊令和6年度補正予算で措置した省エネ補助金においても、**重油ボイラーから天然ガスボイラーへの更新、重油の工業炉から天然ガスの工業炉への更新する案件などについて支援を実施中**。

ガス業界の主な取組（燃料転換の推進）

- ガス事業者は、都市ガスの需要開発のため、**過去から様々なステークホルダーと連携**し、**一定数の燃料転換を実施**。
- 他方で、**より効率的**かつ**経済的にGXを進めていくためには**、**熱融通も含めた産業団地等の天然ガスの高度利用の検討や面的に需要を捉えた効率的な燃料転換を実施していく必要**がある。

大手ガス事業者×地方ガス事業者

大規模燃料転換のノウハウを持つ大手事業者と
地元に密着した地方事業者が製造運営等を担い、
燃料転換スキームを提供



参考：コージェネ財団

大手ガス事業者×地方ガス事業者

大手ガス事業者の技術開発と地元ガス事業者の
最適なサプライチェーン構築と人的サポート
により燃料転換の新たな取り組みにチャレンジ



参考：大阪ガスプレス

ガス事業者×エンジニアリング会社

燃料転換を実施する際に
省エネ対策とあわせて実施することで、
経済性と環境性の両立による燃料転換促進



参考：コージェネ大賞2024

ガス事業者×地方公共団体

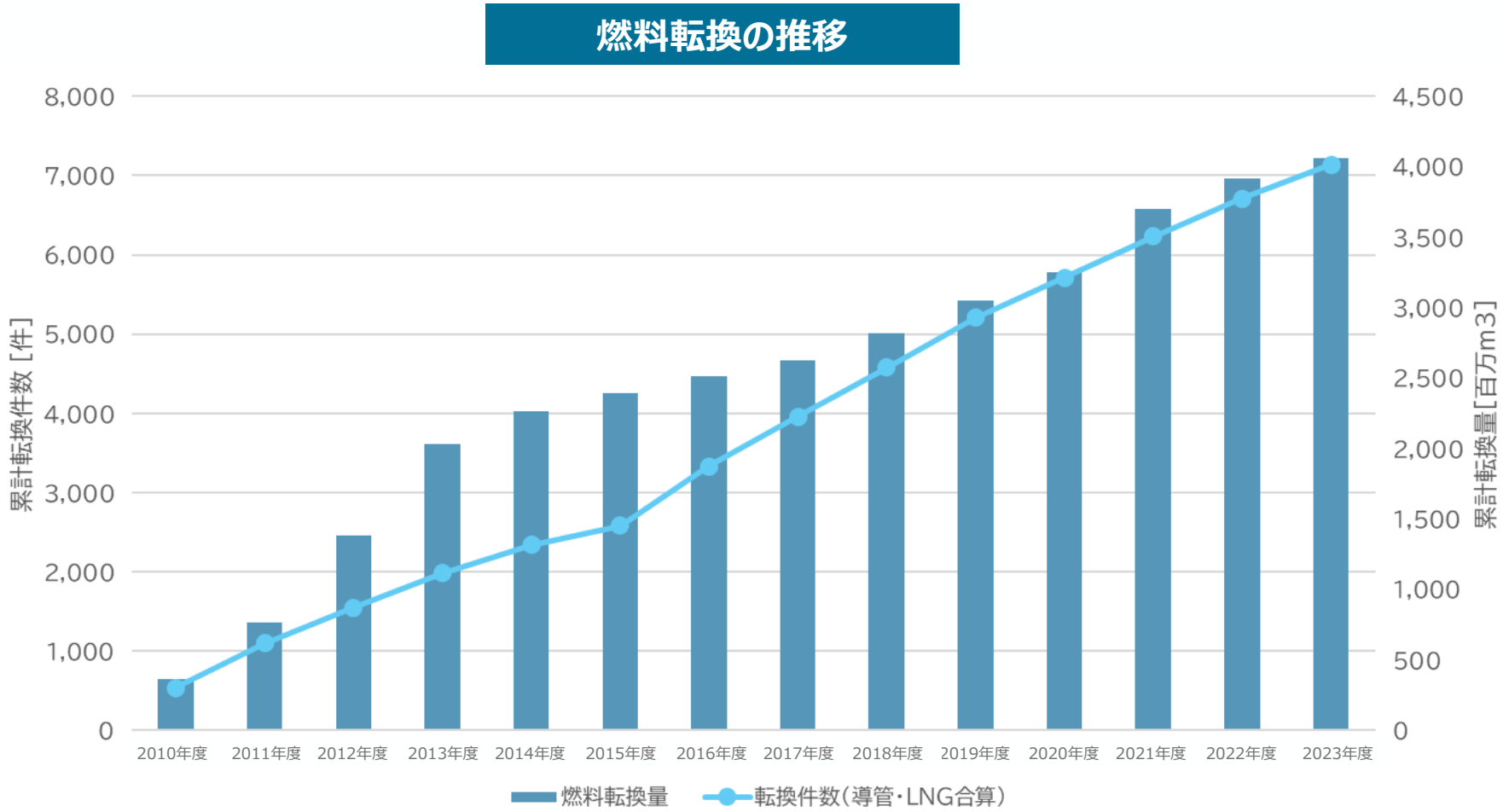
CN連携協定による脱炭素の促進



（参考）天然ガスへの燃料転換実績

令和７年８月27日
第１回ガス事業環境整備WG
資料５　より抜粋

- 日本ガス協会では、2010年度から都市ガス導管による燃料転換実績について調査を実施。
 2023年度までの累計転換量は約40億m³、件数は約7千件。



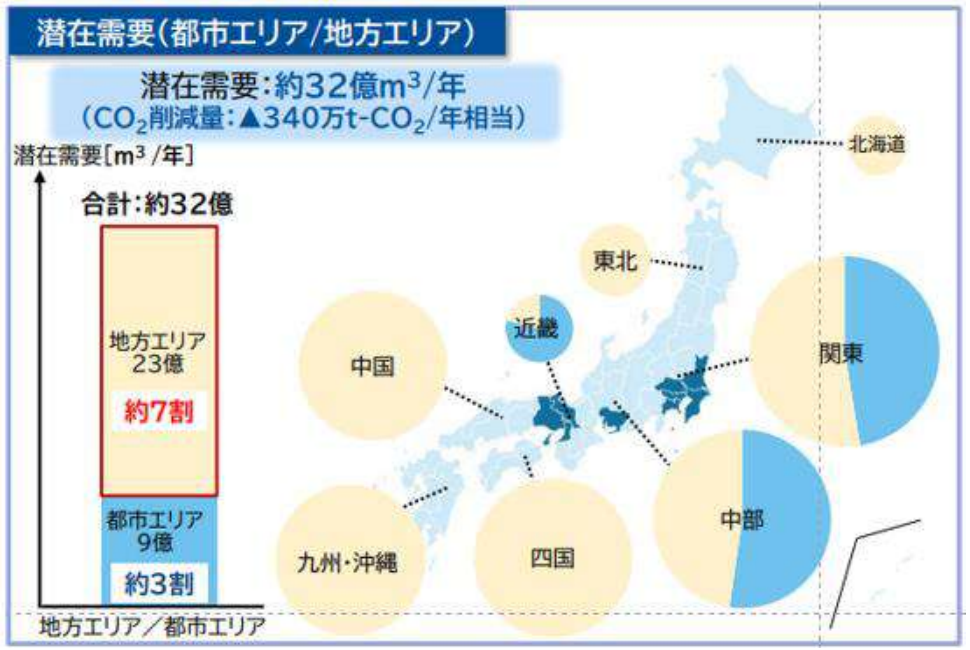
（出典）日本ガス協会調べ
※１　日本ガス協会の正会員の都市ガス導管による燃料転換、正会員のLNGサテライト分への燃料転換等を個別ヒアリングすることにより、積み上げたもの。
※２　2015年度までは産業用の燃料転換を調査対象とし、2016年度以降はLNGサテライトや業務用等を調査対象に含む。

（参考）天然ガスへの燃料転換のポテンシャル

- 日本ガス協会及びみずほ銀行の調査によると、**国内の天然ガスへの燃料転換の潜在需要は、32億～95億㎥/年と試算。今後の地方エリアのガス事業の拡大が期待**される。

令和７年11月19日
第４回ガス事業環境整備WG
資料３　より抜粋・一部加工

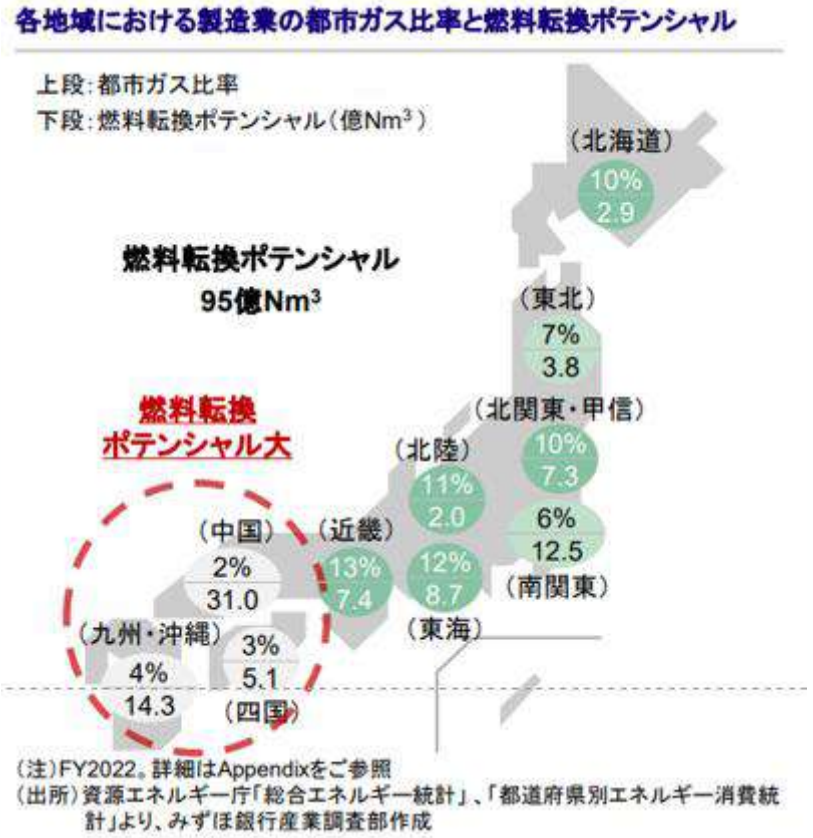
日本ガス協会　アンケート調査結果



出典：日本ガス協会正会員向けアンケート調査結果

注１ 本アンケートは、日本ガス協会が正会員193社を対象に9/19～10/27の期間に実施した調査結果に基づく。（燃料転換潜在量あり ９２社、件数1,105件）
注２ 各地域区分は、各経済産業局が管轄する都道府県によって区分している。ただし、沖縄県は九州地域に統合。
注３ 本分析において「都市エリア」とは三大都市圏を含む都道府県（茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県）を指す。「地方エリア」は左記以外の都道府県を指す。
注４ ガス事業者ごとに燃料転換の潜在需要の計上判断の基準が異なる。大手事業者の協力や、導管延伸による新たな潜在需要の発掘により、今後、数値が増加する可能性がある。

みずほ銀行　試算結果

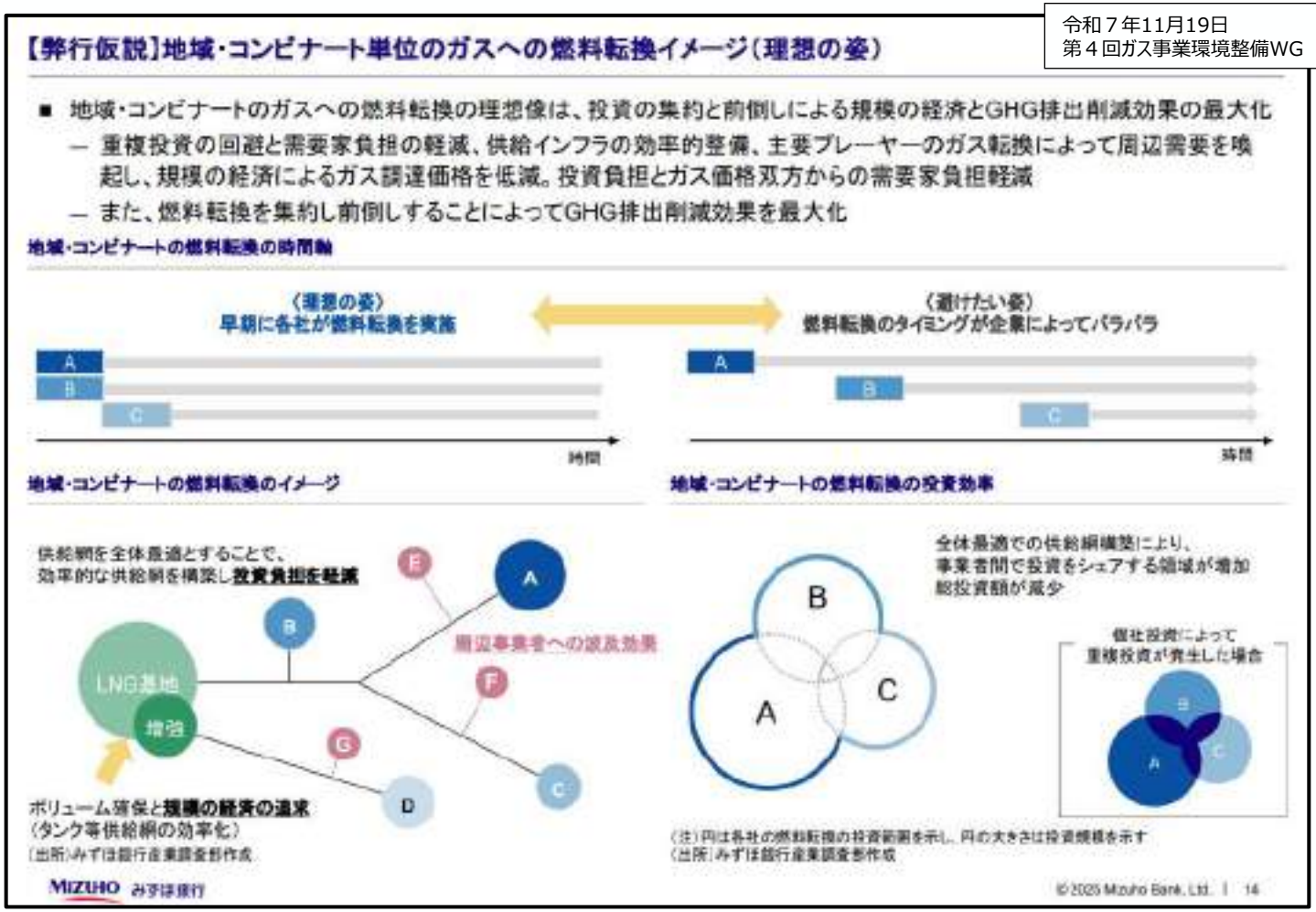


注１ 企業・事務所他部門、家庭部門、運輸部門のうち、企業・事務所他部門の中の製造業を対象
注２ 統計上の全11業種（食品飲料製造業～他製造業）において、各業種の最終エネルギー消費（含む自家発電・自家蒸気）における都市ガス比率を算出
注３ 各県・各業種の都市ガス比率が全国の中央値まで向上した際の需要拡大幅を試算

面的な燃料転換が、需要家負担の軽減と GHG排出削減効果の最大化に寄与する可能性

- **面的な燃料転換の推進**が、**重複投資の回避**と**需要家負担の軽減**、**供給インフラの効率的な整備等**において、**規模の経済による投資負担**や**ガス調達価格の低減**に寄与する可能性がある。

令和７年11月19日
第４回ガス事業環境整備WG　資料７　より抜粋



DC及び産業集積地等における面的な天然ガスの高度利用

- エネルギーの効率的な利用のため、**面的・集約的なエネルギー需要への対応が重要**。生成AIの普及に伴う、**DCの立地需要**や産業集積地の整備に伴う**産業立地需要への対応**は、**天然ガスの活用も有用な手段の一つ**。

DC開発における天然ガスの高度利用

- **電力系統の制約による立地制約**及び**電源確保までの期間の長期化が課題**であり、不足する**電力をコージェネレーションシステムでの供給を検討**するため、**関係企業と協定を締結**。

令和８年１月16日
東京ガスエンジニアリングソリューションズプレスリリースより抜粋



IGNITURE

データセンター開発支援の協定をシービーアールイー社、
ラ・タレ・ドゥ・ジョワ社と締結
～データセンター開発におけるガスCGS導入支援により、早期立ち上げに貢献～

CBRE
DCの早期立上げを支援
TGES
LCDJ

地方ガスにおける天然ガスの面的利用事例

- **ガスエンジンコージェネレーション設備を中心**として、５事業所の需要変動に合わせて**効率的にエネルギーの面的供給・利用を行う事業を実施**。

令和3年10月14日
CDエナジーダイレクト、入間ガス、INPEX、
トーヨーアサノ公表資料より抜粋



東京都西多摩郡瑞穂町地区における電力と蒸気の供給
～瑞穂町地域スマートエネルギーネットワークイメージ～

令和7年12月22日
第16回GX実行会議 より抜粋

（参考）「GX戦略地域制度」 の創設

■ 産業資源であるコンビナート跡地等や地域に偏在する脱炭素電源等を核に、「新たな産業クラスター」の創出を目指す「GX戦略地域制度」を創設する。

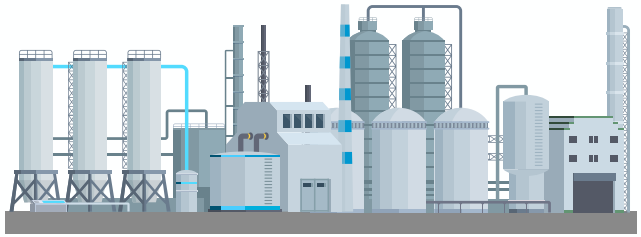
■ ①～③類型では、自治体及び企業が計画を策定し、参画した上で、国が地域を選定し、支援と規制・制度改革（国家戦略特区制度とも連携）を一体的に措置する。④類型では、脱炭素電源を活用する事業者支援を行う。

「GX戦略地域制度」の類型

地域選定

①コンビナート等再生型

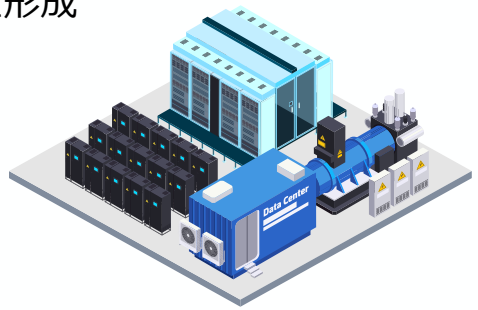
コンビナート跡地等を有効活用し、産業クラスターを形成



地域選定

②データセンター集積型

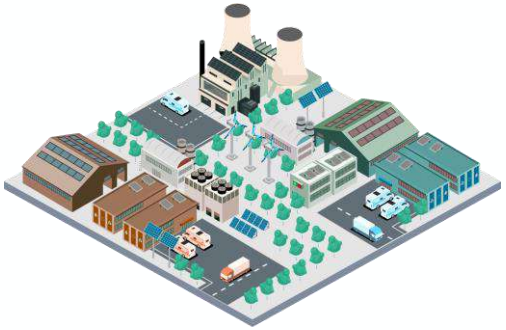
電力・通信インフラ整備の効率性を踏まえたDC集積及びそれを核とした産業クラスターを形成



地域選定

③脱炭素電源活用型（GX産業団地）

脱炭素電源を活用した団地を整備し、当該電源を核とした産業クラスターを形成



事業者選定

④脱炭素電源地域貢献型
（脱炭素電源を活用し、当該電源の立地地域に貢献する事業者の設備投資を後押し）

地域選定のスケジュール（①～③類型）

12月23日 公募開始	★	公募	2月13日 〆切	★	一次審査※	春頃 有望地域決定	★	計画の洗練／最終審査※	夏頃 最終決定	★	支援を実施

※外部有識者による審査委員会において審査

（参考）産業用地の確保促進等を通じた国内投資・立地拡大に向けた動き

令和８年１月16日
産業構造審議会 地域経済産業分科会 報告書 概要 より抜粋

産業構造審議会 地域経済産業分科会 報告書　概要

－産業用地の確保促進等を通じた国内投資・立地拡大に向けて－

背景

- 重要な産業インフラとなる産業用地については、**分譲可能な産業用地面積がこの10年で半減**するなど、減少傾向。**2040年度官民投資200兆円の実現**に向けて、更なる確保が必要。
- **既存産業用地の最大限の活用**とともに、**新規産業用地の造成**など、多様な確保手段が必要。**関係法令の改正を含めた検討を進め、必要な措置を講ずる**ことが必要。
- あわせて、産業集積を支える、**インフラ整備、人材の育成・確保**といった諸課題にも一体的に対応する必要。

新規の開発が行われない場合の産業団地供給の見通し



産業団地を確保できていないと回答した42府県の分譲可能な産業団地面積



今後の検討の方向性

1 既存工場の拡張

- 緑地面積率の準則を、地域の実情に応じられる水準に見直し。
- 法により承認された事業を実施する工場について、緑地面積率規制を特例的に更に緩和することを可能とする。

※市区町村の条例制定、周辺の生活環境の保持に配慮した取組を行うことが前提。

2 空き産業用地の活用

- 財政力指数の低い市町村が固定資産税の減免を行った際の一部減収補填措置の拡充。
- 地方公共団体が認めるデータセンターに対し、給水義務のある形で工業用水の供給を行うことを可能とする。

3 工場遊休地の活用

- 設備投資補助金において、工場跡地を活用する場合の土壌汚染対策費も対象経費となり得ることを明確化。
- 工場適地調査において、工場遊休地の情報把握を強化。

※土壌汚染対策手続の合理化に向けた検討状況を踏まえ対応を検討。

4 新規の用地造成

- 地方公共団体等による産業用地整備に対し、ノウハウ補完のための伴走支援業務や融資業務の実施。
- 周辺のインフラの整備資金に対して重点的な資金交付を行う事業との連携。
- 民間事業者と連携した産業用地整備に対し、土地譲渡所得に係る税制措置を講ずる。
- 長期相続登記等未了土地解消事業の対象の更なる明確化。
- 土地利用調整に関して、関係省庁と連携し、地方公共団体のまちづくりの方針と調和のとれた形での対応を検討。

＋ 産業集積の形成に向けたインフラの整備等

- 投資と一体でのインフラ整備、人材の育成・確保。
- 地域の生活を支えるエッセンシャルサービス供給政策。

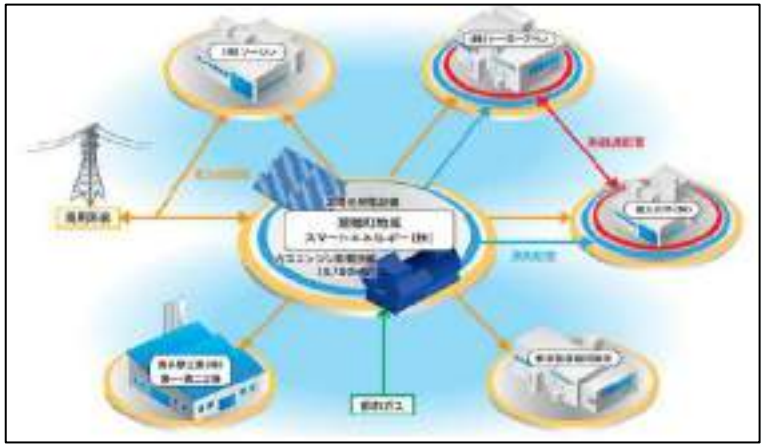
面的な燃料転換の成功事例はあるが、認知・横展開に課題

- **産業団地を形成する際や点在する熱需要・電力へのエネルギー供給について、天然ガスへの燃料転換・天然ガスの高度利用（コジェネ・熱融通）で、効率的なエネルギー供給・低炭素化を進めることが可能。**
- 東京都、山形県等で組合の組成や地方公共団体との連携によってスマエネ事業や面的な燃料転換の成功事例がある。
- 他方、多くの地域においては、**再エネや次世代燃料**（水素・アンモニア等）**の活用を中心として、CNの絵姿を描いており、熱需要等の現実的なトランジション方法としての燃料転換**は、**GXとして認知されにくい**。

組合を軸とした連携事例

- 2021年、CDエナジーダイレクト、入間ガス、INPEX、トーヨーアサノの 4 社が設立した「瑞穂町地域スマートエネルギー株式会社」が、東京都瑞穂町で、スマエネ事業を開始
- 東京都の「スマートエネルギーエリア形成推進事業」対象事業

<スマートエネルギーネットワークイメージ図>



出典：CDエナジーHPより　（https://www.cdedirect.co.jp/assets/pdf/corpo/release/211014_press.pdf）

地方公共団体の成功事例

- 2025年、さくらんぼSEをTGES、JAPEX、山形ガスが共同で設立
- レゾナック・ハードディスク山形工場内に、さくらんぼSEが新たにLNGサテライト設備とボイラを設置し、エネルギーサービスを実施
- 同LNGサテライト設備を通じ、さくらんぼSEから山形ガスへの天然ガス卸売事業も予定（2025年8月29日 TGESプレスリリース資料）

- 地方公共団体の事業で、エネルギー需要調査を実施
- 面的供給事業性調査※（FS）実施（※地方公共団体支援）



（参考）ガス業界の取り組み

- ガス業界では、ビジョン、アクションプランの策定や各種会議体等を通じて、燃料転換の位置づけや事例を業界内に限らず展開している。

日本ガス協会 HP『「ガスビジョン2050」「アクションプラン2030」』より抜粋

「ガスビジョン2050」「アクションプラン2030」の策定

日本ガス協会は、2025年６月に公表したガスビジョン2050、アクションプラン2030の特設HPを開設し、燃料転換の有用性や事例を展開







各種会議体等を通じた取り組み

コージェネ・サステナブルエネルギー シンポジウム・地域施設見学及び講演会

国・地方公共団体も含めた双方向の情報交換により、**足元で天然ガスが果たす役割やCN社会実現に向けた将来像を発信**





年1回のシンポジウム及び全国10地域で各2回、施設見学や講演会を開催

CN勉強会

ビジョン、アクションプランの策定に伴い、その内容を、燃料転換の必要性も含めて、事業者や地方公共団体等に向けて発信



（参考）経済産業局におけるGX施策紹介（関東経済産業局）

- 関東経済産業局では、管轄地域におけるGXの推進に向け、関係主体が開催するセミナー等に積極的に参加し、講演等を通じて普及啓発活動を展開。
- 主催者及び参加者には、地方公共団体をはじめ、燃料転換を推進する関係機関・団体等が参画。

地方公共団体･業界団体主催

- 地方公共団体職員や金融機関、地域企業等を対象に、GX2040ビジョンを含めたGXの施策を紹介。



商工会議所･商工会主催

- 企業や商工会経営指導員に、中小企業のGX推進に係る課題と取組の方向性を示すほか、GXに係る国の政策動向や支援策等を紹介。



関東経済産業局主催

- 関東内陸部に所在する、熱の脱炭素化を検討する地方公共団体や企業と脱炭素SC整備の在り方について討議。



日本ガス協会主催

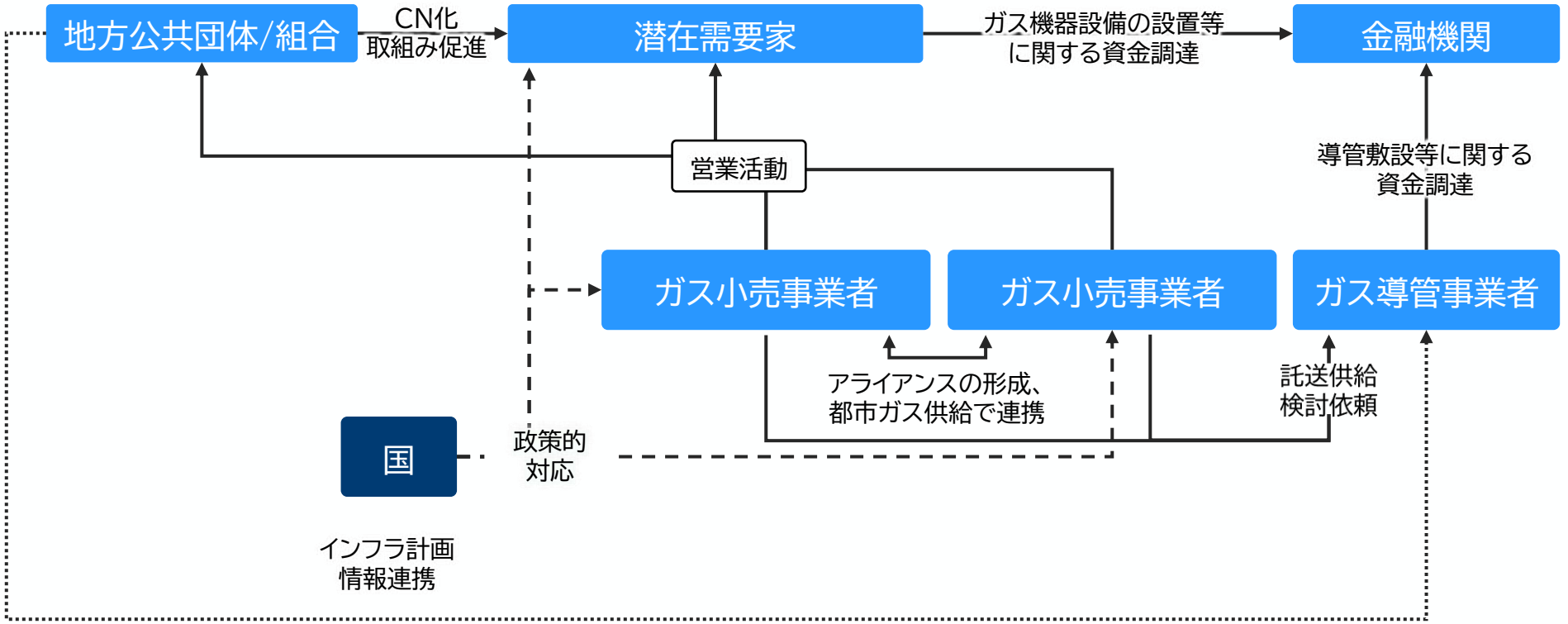
- 地方公共団体や管内企業にJ-クレジットを中心としたGXに係る国の政策動向等を紹介。



燃料転換におけるステークホルダーと現行の取組

- 燃料転換におけるステークホルダーは、**需要家を中心に国**、**地方公共団体**、**産業団地組合**、**ガス事業者**、**銀行**、**商工会・商工会議所等幅広く存在**。鍵となるのは、地域においてイニシアティブを取り、燃料転換を強く押し進める主体である。

＜面的な燃料転換におけるステークホルダーの例＞



ガス導管事業者も持続性確保のため、新規需要に対応するための投資等、成長を目指すことが重要

令和８年３月31日
第８回ガス事業環境整備WG　資料３　より抜粋

安定供給を支えるための基盤整備と事業者の持続性確保

- 人口減少等の社会構造変化が生じる中でも、引き続きガス事業が健全に発展していくためには、ガス事業者が需要に対して必要な事業基盤を維持するとともに、需要獲得等を行いながら成長を目指すことが重要。
- 具体的には、安全性向上や新規需要に対応するための供給インフラ設備への投資や、人口減少等への対応を念頭に置いてDX・AI等の活用を進めるとともに、こうした取組の中で、個社による対応では限界がある部分については、事業類型の垣根を越えて対応することも含めて、関係者が連携して対応することが必要。国としても、こうした取組を実現できるような枠組みを整備していくことが重要。
- また、事業環境が変化していく中でも、ガス事業者が価格も含めてより良いサービスを提供しつつ、必要な投資を行うことにより事業基盤を維持していくため、事業者の中には、多角化によりコアとなるガス事業を支えている事業者も存在するが、そもそものガス事業における収入の予見性を確保していくことも重要。

（参考）法的分離と導管事業の行為規制

- ガス市場における活発な競争を実現する上では、ガス導管部門を中立化し、適正な対価（託送料金）を支払った上で、**ガス導管ネットワークを誰でも自由かつ公平・透明に利用できるようにすることが必須**。
- 2022年度の改正法の施行により、ガス導管事業の**一層の中立性の確保を図るため**、**大手3社**（東京・大阪・東邦）を**対象**に、**ガス製造事業・ガス小売事業とガス導管事業の兼業を禁止**。

※１　大手3社を除くガス事業者は、「会計分離」を維持。

- また、ガス導管事業者がグループ内のガス小売事業者を優遇して、小売競争の中立性・公平性を損なうことのないよう、**人事や取引等について適切な「行為規制」を講じた**。

法的分離時に措置された「行為規制」の具体的内容

1．兼職に関する規制等
2．業務の受委託等に関する規律
3．グループ内の利益移転等（通常の取引条件）に関する規律
4．社名・商標・広告宣伝等に関する規律
5．情報の適正な管理のための体制整備
6．その他の適正な競争関係確保に必要な措置

※２　ガス導管事業者の事業規模によって、対応する措置（法令上の義務）が異なることに留意

（参考）ガス導管事業者とガス小売事業者の連携例

- 東京ガスネットワークでは、**全てのガス小売事業者や建築・不動産関係の事業者向けに、導管埋設状況が検索できるサービスを公表**。
- 例えば、**東京ガスネットワークエリアに参入しているガス小売事業者は新規需要開拓する際の検討材料**として、ガス導管事業者のもつ導管位置情報を活用できる。

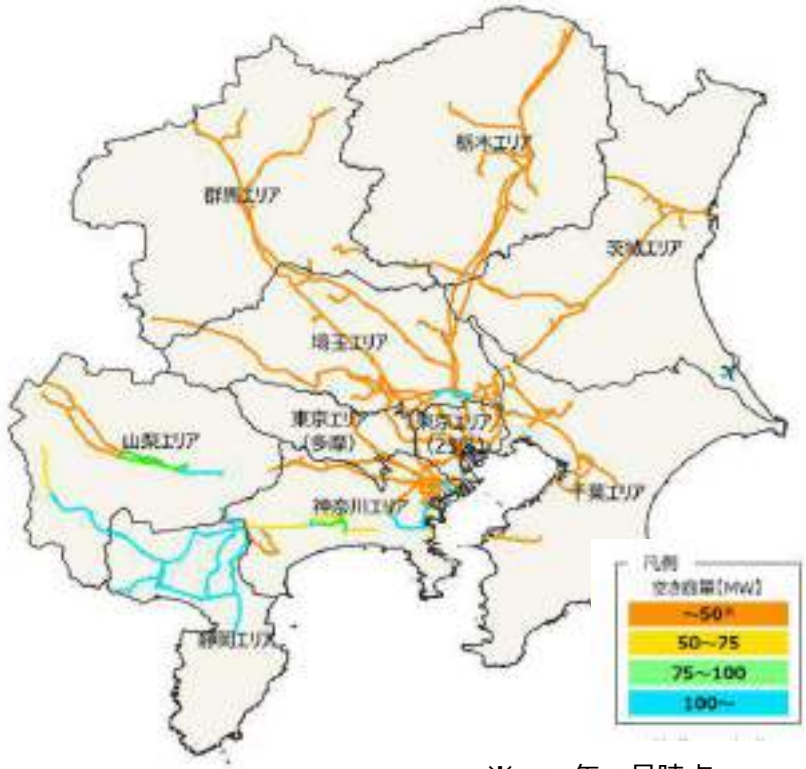


（出典）東京ガスネットワークプレスリリース等より作成

（参考）一般送配電事業者の「ウェルカムゾーンマップ」について

- **一般送配電事業者**においては、既存設備の最大限活用の観点から、比較的**早期に電力供給を開始できる場所**を示した「**ウェルカムゾーンマップ」の公開**をしている。

＜東京電力パワーグリッド　全域の供給余力（154kV）＞



※2025年12月時点

出典：東京電力パワーグリッド　ウェルカムゾーンマップ
https://www.tepco.co.jp/pg/consignment/zonemap/pref/all-area/

＜関西電力送配電　変電所周辺の大規模供給可能エリア＞

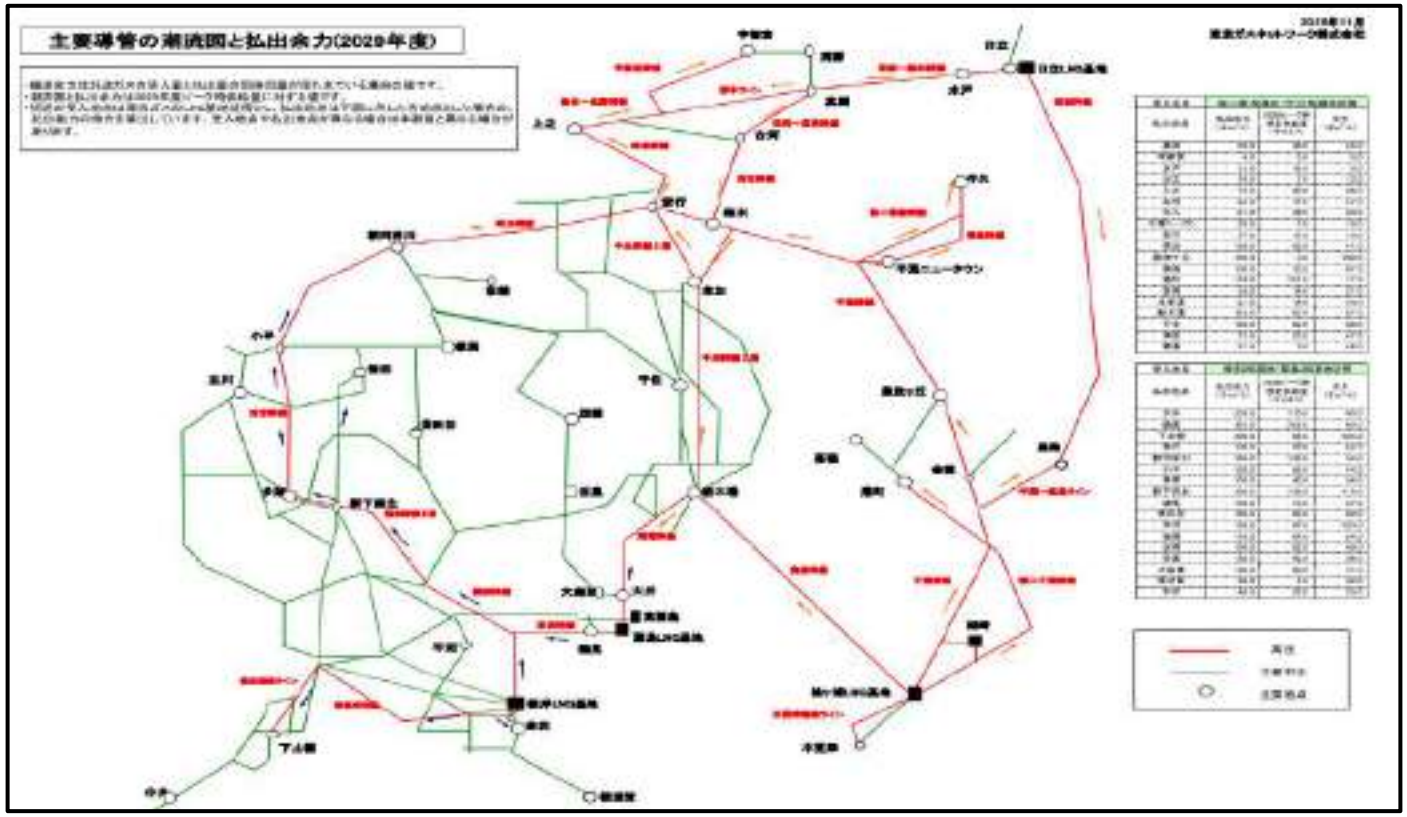


出典：関西電力送配電　供給可能エリアマップ
https://www.kansai-td.co.jp/consignment/welcome-zone-map/pdf/area_map.pdf

主要導管の潮流図と払出余力

- 一部の**一般ガス導管事業者**で、**各ガバナーにおける払出能力の余力のマップを公表**。
- 他方、ガス小売事業者や需要家は、**DC立地や産業団地・工場立地などの大規模な需要の適地の検討の際**、ガス導管やガバナー等の取替工事が無く、最低限のガス導管工事のみで、都市ガスの活用ができる場所の選定を行っており、**これらのニーズと公表している情報の格差がないか整理が必要**。

＜東京ガスネットワーク主要導管の潮流図と払出余力（2029年度）＞



出典：主要導管の潮流図と払出余力(2029年度) https://www.tokyo-gas.co.jp/network/takusou/information/pdf/f_2029.pdf

一般ガス導管事業者の託送料金（需要調査・開拓費）

- 託送料金の営業費には、需要調査・開拓費が、原価として認められており、一部の一般ガス導管事業者は、**需要開拓費・需要調査費制度を活用し、ガス小売事業者等と連携した成功報酬型の需要開拓**等を実施。
- 2025年度は、法的分離を実施したネットワーク会社３社で約６万件の需要開拓を実施。

平成27年12月15日
第26回 ガスシステム改革小委員会　資料４　より抜粋

3 需要調査・需要開拓費について

● 需要調査・需要開拓に係るガス導管事業者からの委託スキームについては、以下のとおりとしてはどうか。具体的な説明は、次頁以降のとおり。

需要調査		需要開拓
◆ 新たな都市ガス導管網の整備を検討する地域における造成地等に係る情報収集・潜在需要の調査	内容	◆ 新たな都市ガス導管網の整備を検討する地域や、過去５年以内に敷設された既存の都市ガス導管網などの周辺地域における需要開拓（都市ガス化の提案等）
◆ ガス小売事業者、調査会社など、需要調査を行うために必要な能力を有する者	資格者	◆ ガス小売事業者
◆ 公募を行い、地域ごとに受託事業者を決定	選定方法	◆ 公募を行い、広くガス小売事業者からのエントリーを受け付けた上で、一地域において複数のガス小売事業者に需要開拓活動を競わせる
◆ 原価算定期間内において想定される需要調査に係る委託費の合計額	託送料金原価に算入する費用	◆ 需要開拓によって増加する５年間の託送料金収入増加額の１／２

燃料転換の取組の現状認識

＜現状認識＞

- **大手ガス事業者**は、既にインフラが整備されている地域の**燃料転換**を、**概ね実施済**。導管の延伸やLNGサテライト基地等の供給手段の拡充も伴う比較的難易度の高い燃料転換に挑む必要があるため、**地方ガスエリアにおける需要開拓も積極的に実施**。
- **地方ガス事業者**が、大規模な需要エリアの燃料転換を進める際、地方ガス事業者の**事業規模に合わない投資が必要**な場合や、**燃料転換営業の技術的なノウハウなどが不足**している場合もあり、**大手ガス事業者との協創も重要**となる。
- こういった現状の中、**地方では**、**燃料転換の潜在需要があるとの分析**があり、**大手ガス事業者**と**地方ガス事業者**が、これらの**潜在需要の開拓に積極的に取り組めるような事業環境の整備**が、**協創を促す可能性**がある。
- これまで、**ガス小売事業者**や**地方公共団体が中心**となり、熱融通も含めた**産業団地等の形成**や**面的に需要を捉えた効率的な燃料転換を推進**。地方公共団体も含めた**ステークホルダーの燃料転換等の認知度向上**や**複雑な合意形成プロセスごとの課題の整理**が、**全国大での面的な燃料転換の横展開**を進める糸口となると考えられる。
- また、**ガス導管事業者**は、事業類型の見直しに伴う役割の変化及び行為規制の導入により、立場が中立的になり、行為規制によってガス小売営業を行うことができないため、**需要開拓の手段が限定的**。
- 現在、一部の**ガス導管事業者**は、**主に家庭用の新規需要の拡大に向けた都市ガス導入の提案**及び**ガス小売事業等と連携した成功報酬型の需要開拓費・需要調査費制度を活用した需要開拓等**を**実施**している。

燃料転換の取組の目指すべき方向性

＜今後の方向性＞

- **面的な燃料転換**での**大手ガス事業者と地方ガス事業者の協創**は、地方ガス事業者のガス需要量の拡大や一般的な燃料転換営業のノウハウの蓄積に寄与し、全国大で面的な燃料転換を横展開が進めば、**経済的**かつ**効率的**に**熱需要の低炭素化を進めることが可能**であるため、以下のような方向性で取組を進めてはどうか。

 ①**ステークホルダーの燃料転換等の認知度向上に向けた打ち手を議論**。

 ②**面的な燃料転換**は、多数のステークホルダーの調整や熱融通先の検討が必要であるなど、**合意形成プロセスが複雑で難易度が高い**ため、その**プロセスごとの課題を整理**。

- また、ガス導管事業が健全に発展していくため、ガス導管事業者が需要に対して必要な事業基盤を維持し、需要開拓等を行いながら成長を目指していくことが重要。**更なる需要開拓のため**には、需要家等及びガス小売事業者に対して、**エネルギー供給の手段の検討の際**や**ガス小売事業者の需要開拓に必要**となる**情報開示**を**積極的に行う必要**がある。

- 現在、**ガス導管事業者**は、**主要導管図**、**払出余力のマップを開示**し、**ガス管の埋設状況の確認サービスを提供**しているが、**需要家や地方公共団体、ディベロッパー等が**、DCや産業団地の立地を検討する際や、**ガス小売事業者が**、需要開拓を行う際に、**必要となる情報の整理**や、**情報へのアクセス性等の整理が必要ではないか**。

- 加えて、今後は、**面的に需要を捉えた効率的な導管延伸を推進するため**、地方公共団体、産業界、需要家及びガス小売事業者とも連携をしながら、**効率的な需要開拓の在り方**について**検討する必要があるのではないか**。

１．これまでの議論の整理と我が国のGXへのガス事業の貢献

２．燃料転換等の推進

３．クレジット創出とメニュー販売の強化

クレジットの創出等による脱炭素への貢献①

- 石油や石炭利用時はクレジット調達の主体は主に需要家となるが、**都市ガスの場合**、**需要家はガス事業者が提供するメニュー別排出係数を活用することで**、**メニュー契約によっても**、**我が国のGXへの貢献が可能**となる。
- ガス事業者は需要家のニーズに応じて、必要となる排出削減クレジットを購入して、**メニュー別排出係数等に活用して償却**している。また、**自らクレジットの創出の主体となって我が国のGXへ貢献している**。
- また、エネファームやエコジョーズのような高効率機器導入の促進等によるクレジットの創出は、家庭需要におけるCO_2排出削減分を集めたクレジットとして創出することができるため、クレジット創出活動の取り組みは、家庭部門におけるGXの推進に貢献できる。

クレジットの創出等による脱炭素への貢献②

- 燃料転換による低炭素化や、合成メタン等の供給による燃料自体の脱炭素化の取組に加え、カーボンクレジット創出の取組も進められている。
- 例えば、Jークレジットでは、大手ガス事業者だけではなく、地方のガス事業者も国内においてJークレジットの創出などを積極的に行っているところ。

令和７年４月１６日
静岡ガスプレスリリースより抜粋



News Release SHIZGAS

2025年4月16日

エネファーム導入による
J-クレジット創出プロジェクトの開始について

エネファーム利用によるCO_2排出削減価値をポイントで還元

静岡ガス株式会社（代表取締役 社長執行役員 松本尚武）は4月16日、ご家庭でエネファームを導入されているお客さま向けに「エネファーム導入による J-クレジット創出プロジェクト」を開始しました。

本プロジェクトは、国が認証する「J-クレジット制度※1」に登録されており、これまで価値が認証されていなかったエネファームによるCO_2排出削減量を価値化し、使用者にポイントとして還元するものです。これにより、お客さま自身が環境に貢献していることを実感できる仕組みを構築します。

令和５年３月１日
広島ガスプレスリリースより抜粋



プレスリリース

「一般住宅への家庭用燃料電池エネファームの導入促進によるCO_2削減事業」の開始について

2023年3月1日

広島ガス株式会社は、2023年4月から、エネファーム※1のさらなる普及拡大を通じた地域の環境負荷低減への寄与を目的として、「一般住宅への家庭用燃料電池エネファームの導入促進によるCO_2削減事業※2」（以下「本事業」）を開始いたしますので、お知らせします。

本事業は、国が運営する「J-クレジット制度※3」のプロジェクトとして登録されており、環境性に優れたエネファームをご使用いただくことにより、CO_2（温室効果ガス）の排出量を削減されたお客さまへのサービスとして、その地域環境への貢献をご実感いただくために、エネファームにより削減されたCO_2（環境価値）を当社がお客さまから譲り受け、J-クレジットに換価し、その対価として毎年「広ガスポイント」1,000ポイントを付与するものです（以下「本サービス」）。

なお、本サービスの提供には条件がございますので、下記「2.対象となるお客さまの条件」をご参照ください。

今後も、当社グループの経営理念である、「地域社会から信頼される会社をめざす」を念頭に、当社グループ一丸となり、2050年カーボンニュートラルの実現、そして「このまち」のさらなる発展に貢献できるよう努めてまいります。

（参考）Jークレジット制度の概要

Ｊ－クレジット制度とは

- Ｊ－クレジット制度とは、省エネ・再エネ設備の導入や森林管理等による温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度であり、2013年度より国内クレジット制度とJ-VER制度を一本化し、経済産業省・環境省・農林水産省が運営。
- 削減・吸収活動はプロジェクト単位で制度に登録、クレジット認証される。
- 本制度により、中小企業・自治体等の省エネ・低炭素投資等を促進し、クレジットの活用による国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指す。



出典：Jークレジット制度HPより（https://japancredit.go.jp/data/pdf/credit_001.pdf）

クレジットの創出等による脱炭素への貢献③

- Jークレジット以外にも、大手ガス事業者を中心に、海外で現地の事業者等と協創して、JCMクレジットの創出にも取り組んでいる。

令和８年３月５日
東京ガスプレスリリースより抜粋



Kubota　Creattura　TOKYO GAS

2026年3月5日

フィリピンにおける水田由来のメタン排出削減に向けたJCMプロジェクトの本格事業化について

～実証で培った協業モデルが結実、ASEAN地域の農業分野のJCMで最大規模のプロジェクトに成長～

株式会社クボタ
クレアトゥラ株式会社
東京ガス株式会社

株式会社クボタ（本社：大阪市浪速区、代表取締役社長 CEO：花田 晋吾、以下「クボタ」）、クレアトゥラ株式会社（本社：東京都中央区、代表取締役CEO：服部 倫康、以下「クレアトゥラ」）および東京ガス株式会社（本社：東京都港区、取締役 代表執行役社長 CEO：笹山 晋一、以下「東京ガス」）は、フィリピンにおける水田由来のメタン排出の削減が期待される水管理手法（Alternate Wetting and Drying*1、以下「AWD」）を活用した二国間クレジット制度*2（以下「JCM」）の枠組み下で実施する民間JCM*3プロジェクト（以下「本プロジェクト」）について、このたび、共同実証の結果に基づいて本格事業化のフェーズへ移行することに合意しました。今後、3社はパートナーシップをさらに深化させ、現地政府や農家との信頼関係を強化しながら、品質と信頼性の高いカーボンクレジットの安定的な創出・供給に共同で取り組みます。

令和７年10月23日
大阪ガスプレスリリースより抜粋



Daigas Group

間断かんがい技術(AWD)を活用したJCMクレジットの普及拡大を目指すコンソーシアムの組成について

2025年10月23日
大阪ガス株式会社

大阪ガス株式会社（代表取締役社長：藤原 正隆、以下「大阪ガス」）は、出光興産株式会社、兼松株式会社、Green Carbon株式会社、損害保険ジャパン株式会社、東邦ガス株式会社、芙蓉総合リース株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社とともに、二国間クレジット制度（以下「JCM」：Joint Crediting Mechanism）に基づく水田由来のクレジットの普及拡大を目指す、民間企業が組成するものでは日本初となる「水田JCMコンソーシアム」（以下「本コンソーシアム」）を組成しました。

本コンソーシアムは、各社がフィリピンで推進する間断かんがい技術（以下「AWD」：Alternate Wetting and Drying）を活用したプロジェクトによって、米の収量がどの程度増加するか、天候がAWD実施にどの程度影響を与えるかを分析し、パートナー国*1との農業分野におけるJCMの普及拡大に貢献することを目指します。

（参考）JCMクレジット制度の概要

二国間クレジット制度（JCM）の概要

JCM THE JOINT CREDITING MECHANISM

- JCMは、日本とパートナー国の間で、**日本の企業や政府が技術や資金の面で協力して対策を実行し、得られるGHG※1削減・吸収量を、両国の貢献度合いに応じて配分**する仕組み。
- **日本への削減・吸収量の移転は、パリ協定6条に沿って行う**（クレジット量は保守的に算定し、両国政府が承認。日本はNDC達成にカウントし、相当分はパートナー国の削減・吸収量に計上しない）。
- **クレジットを原資として、脱炭素型のサービスを利用する際のパートナー国側のコスト負担を抑制しつつ、日本からの脱炭素投資を呼び込む**ことで、日本とパートナー国双方の削減・吸収量の増大に貢献するとともに、経済の活性化や持続可能な発展、さらに、質の高い炭素市場の構築にも貢献する。

削減・吸収量とクレジット発行移転の構造



日本からの脱炭素投資





※1 GHG：Greenhouse Gas

※2 個別PJは計画段階

4

出典：環境省HP　（https://www.env.go.jp/earth/jcm/）

クレジット創出に向けた取組

- Jークレジットは、第67回Jークレジット制度認証委員会終了時点でその累積認証量は1333万tーCO2に達しており、更なる創出に向けて方法論の拡充等に取り組んでいる。
- 加えて、一般家庭等での省エネ活動等からも創出が可能となっており、地方ガス事業者においても、脱炭素に向けた取組としては参画しやすいものとなっている。
- さらに、家庭・産業問わず需要家は、クレジット創出プロジェクトに参画することで、低炭素化に貢献が可能となり、エネルギー消費コストも低減する他、プロジェクトによって、クレジット売却による収益がポイント等で還元されるなど、需要家へのメリットがある。
- また、JCMクレジットは、2030年度までの累積で、1億t-CO2、2040年度までの累積で、2億t-CO2の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標として掲げられ、官民連携で創出に向けた取組が進められているところ。
- **中長期の施策検討にあたっては**、**全国のガス事業者による取組が重要**。そこで、まずは、**Jークレジットの創出に取り組んでいる事業者の数**や**創出量を把握**するなど、**ガス事業者の取組を審議会等で報告**し、**定期的に状況をフォローアップを行うこととしてはどうか**。

（参考）各業界におけるJ-クレジット創出活動

- 電力・石油業界では、J-クレジットの創出活動を実施。
- ガス業界では、地方ガス事業者も含めた多様なガス小売事業者が、J-クレジットの創出活動を実施。

＜電力業界のJ-クレジット創出プロジェクト例＞

運営・管理者	プロジェクト概要
東京電力エナジーパートナー株式会社	家庭における太陽光発電設備の導入
レネックス電力合同会社	家庭における太陽光発電設備の導入
九州電力株式会社	事業所におけるヒートポンプの導入
東京電力エナジーパートナー株式会社	事業所における太陽光発電設備の導入
九州電力株式会社	事業所における空調設備の導入
RE100電力株式会社	家庭および事業所における太陽光発電設備の導入

＜石油業界のJ-クレジット創出プロジェクト例＞

運営・管理者	プロジェクト概要
久万高原町 ENEOSホールディングス株式会社	町有林における森林経営活動
出光興産株式会社	家庭および事業所における太陽光発電設備の導入
ENEOS株式会社	ガソリンスタンドにおける太陽光発電設備の導入

＜ガス業界のJ-クレジット創出プロジェクト例＞

運営・管理者	プロジェクト概要
東京ガス株式会社	社有林における森林経営活動 /事業所における空調設備の導入 / 事業所におけるコージェネレーションの導入
大阪ガス株式会社	酒造工場・クリーニング工場・公衆浴場・宿泊施設・におけるボイラーの更新 /ホテルにおける吸収式冷温水機の更新 / ホテルにおけるコージェネレーションの導入
東邦ガス株式会社	化学工場におけるボイラーの更新 /家庭におけるコージェネレーションの導入 / 家庭における太陽光発電設備の導入
静岡ガス株式会社	製紙工場・倉庫におけるボイラーの新設 / 共同住宅におけるコージェネレーションの導入
北海道ガス株式会社	社有林における森林経営活動
西部ガス株式会社	事業所におけるボイラーの導入 / 家庭・事業所における太陽光発電設備の導入
大多喜ガス株式会社	事業所におけるボイラーの導入
沖縄ガス株式会社	事業所におけるボイラーの導入

出典：J-クレジット制度の登録プロジェクト一覧より算出（https://japancredit.go.jp/project/）

SHK制度における排出係数の公表状況

- SHK制度で、合成メタン、バイオガス、クレジット等を用いて、**都市ガスのCN化の取組**を**メニューに反映できるようになった**ことを受け、令和7年度は15事業者が**事業者別排出係数を公表、うち9事業者が、基礎排出係数や調整後排出係数が０となる小売メニューの販売を実施**。

登録番号	ガス事業者名		メニュー名	基礎排出係数 (t-CO_2/千m^3)	調整後排出係数 (t-CO_2/千m^3)	備考
A0002	東京電力エナジーパートナー株式会社			2.05	2.05	
A0003	中部電力ミライズ株式会社		メニューA	2.05	0.00	
			残差	2.05	2.05	
A0018	レモンガス株式会社			2.31	2.31	
A0020	東京瓦斯株式会社		メニューA	2.05	0.00	
			残差	2.05	2.05	
A0023	株式会社サイサン	株式会社エナジー宇宙の供給区域（越谷・春日部エリア、蓮田南エリア）		2.31	2.31	
		株式会社エナジー宇宙の供給区域（取手・我孫子エリア）		2.31	2.31	
		株式会社エナジー宇宙の供給区域（小山エリア、栗沼エリア）		2.31	2.31	
		株式会社エナジー宇宙の供給区域（蓮田北・白岡エリア）		2.31	2.31	
		株式会社エナジー宇宙の供給区域（割木野・布佐エリア）		2.31	2.31	
		株式会社エナジー宇宙の供給区域（富里・成田エリア）		2.31	2.31	
		東邦ガスネットワーク株式会社の供給区域		2.31	2.31	
		東京ガスネットワーク株式会社の供給区域（東京地区等）		2.31	2.31	
		大阪ガスネットワーク株式会社の供給区域（西播磨サテライトエリアを除く）		2.31	2.31	
		西部ガス株式会社の供給区域（福岡エリア）		2.31	2.31	
		西部ガス株式会社の供給区域（佐世保エリア）		2.36	2.36	
		西部ガス株式会社の供給区域（長崎エリア）		2.36	2.36	
		西部ガス株式会社の供給区域（熊本エリア）		2.36	2.36	
A0024	大阪ガス株式会社		メニューA	2.09	0.00	
			残差	2.09	2.09	
A0025	東邦ガス株式会社		メニューA	0.00	0.00	
			残差	2.09	2.09	
A0096	京葉瓦斯株式会社			2.05	2.05	
C0011	にかほガス株式会社		メニューA	2.05	0.00	
			残差	2.05	2.05	
D0028	東海ガス株式会社		メニューA	2.05	0.00	
			残差	2.05	2.05	
D0035	大多喜ガス株式会社	大多喜ガス株式会社の供給エリア（払出エリアA）		1.81	1.81	
		大多喜ガス株式会社の供給エリア（払出エリアB）		2.05	2.05	
		大多喜ガス株式会社の供給エリア（払出エリアC）		2.05	2.05	
D0046	武陽ガス株式会社		メニューA	2.05	0.00	
			残差	2.05	2.05	
F0002	金沢エナジー株式会社		メニューA	2.14	0.00	
			残差	2.14	2.14	
H0001	広島ガス株式会社		メニューA	2.05	0.00	
			残差	2.05	2.05	
H0004	山口合同ガス株式会社	下関市、山陽小野田市、宇部市、山口市、防府市、萩市、下松市、光市		2.13	2.13	

出典：https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/files/calc/r07_gas_coefficient.pdf

SHK制度における事業者別排出係数の更なる公表に向けて

- 都市ガスのCN化の手段としては、合成メタン・バイオガスの導入やクレジットの活用等があるが、**需要家にその排出削減価値を届けるため**には、**SHK制度における事業者別排出係数の算定**とその**公表が有用な手段**となる。
- **基礎排出係数や調整後排出係数の0メニューの公表を行わない場合**でも、**事業者別排出係数の公表**は、**全国的な都市ガスのCN化の準備として重要**である。
- また、産業需要家においては、SHK制度における排出量報告や、GX-ETSの開始※など、自らの排出量の算定のために、都市ガスの事業者別排出係数（以下「係数」）が活用される機会が増加している。

 ※　GX-ETSにおいては、10%を上限として適格カーボンクレジットの活用が可能とされている。

- 現在、電気事業者の係数公表率は約67%※１、熱供給事業者の係数公表率は約25%※２に対し、**ガス小売事業者の係数公表率**は**約5%**※３となっており、ガス小売事業者は、**自ら供給する都市ガスの係数の積極的な公表**を行うことで、**我が国のGXへの貢献やその準備を着実に進めることが期待される**。
- そのため、**ガス小売事業者の係数の公表比率**や**公表している事業者のリストを審議会等で報告**し、**定期的に状況をフォローアップを行うこととしてはどうか**。

※１　令和7年3月31日時点の小売電気事業者数 761者（第2部　第6章　第1節　電力システム改革の推進｜令和6年度エネルギーに関する年次報告（エネルギー白書2025）HTML版｜経済産業　省・資源エネルギー庁）に対し、令和8年2月25日時点のSHK制度における電気事業者別排出係数を公表している小売電気事業者数 511者（https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/files/calc/r08_denki_coefficient_rev.pdf）より算出

※２　令和８年４月７日時点の熱供給事業法に基づく登録事業者数 73者（熱供給事業関連サイト｜資源エネルギー庁）に対し、令和7年6月30日時点のSHK制度における熱供給事業者別排出係数の公表事業者数　18者（ https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/files/calc/r07_heat_coefficient.pdf ）より算出

※３　令和８年３月31日時点のガス事業法に基づく登録事業者数 286者（https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/gas/liberalization/retailers_list/#ga01_b）に対し、令和7年6月30日時点のSHK制度におけるガス事業者別排出係数の公表事業者数　15者（ https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/files/calc/r07_gas_coefficient.pdf ）より算出

（参考）排出量取引制度におけるメニュー別排出係数の扱い

- 排出量取引制度においては、実排出量の10%を上限として、Jークレジット及びJCMクレジットが使用可能と規定されている。
- また、他の者が制度対象者の代わりに無効化をした場合においても、自社が無効化した場合と同様に、当該クレジット分を排出量に反映することが可能とされている。ガス事業者が、SHK制度において調整後排出係数に反映するために無効化したクレジットについても、一定の手続を行うことにより、当該メニューを契約する需要家（制度対象者）が排出量に反映することが可能となっている。

＜脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する投資を行おうとする事業者に対する脱炭素成長型投資事業者排出枠の割当ての実施に関する指針（抄）＞

第12条　割当年度の翌年度に経済産業大臣に報告する割当年度における排出実績量は、第１号に掲げる量に第２号に掲げる量を加算して得た量から第３号に掲げる量を減じて得た量とする。

第３号ハ　**他の者が自らの代わりに排出量調整無効化をしたことに同意している場合にあっては、割当年度において当該他の者が排出量調整無効化をした国内認証排出削減量のうち、Ｊ－クレジット制度において認証をされた量**及び海外認証排出削減量

経済産業省

2026年度
第１回業務委員会
資料№2-6

ガス事業の託送料金制度について

2026年５月11日

資源エネルギー庁

１．前回の議論の整理

２．個別論点

１．前回の議論の整理

２．個別論点

今後の検討に向けて

- 前回の本WGにおいて、託送料金制度の今後の検討に関する議論を行ったところ、概ね以下のような問題意識が提起された。
 - 現行のルールでも、料金の見直しが必要であれば、見直しが可能な手続きは用意されており、直ちに事業の持続性が損なわれるものではない。
 - 他方、典型的なインフレ対応であっても事務負担等の社会コストが相当にかかる。料金の見直しまでのタイムラグが、経営に影響を及ぼしうることもある。迅速に対応するための手法については、電気事業（RC制度）における議論もあるが、ガス事業特有の制度環境・経営環境を踏まえつつ、複数のオプションがありうる。
 - 物価変動の反映や、外生的要因による料金の迅速な見直しの仕組みは、優先度の高い論点であり、早急に検討を進める必要。議論を進めるに当たっては、足下の上昇局面のみならず、下落局面でも耐えられる仕組みを志向すべき。また、事業者データに基づく丁寧な説明をすべき。
 - 中長期的に投資が継続できる環境が重要であり、物価変動のほか、事業報酬率の見直しなどの議論についても避けては通れない。収支構造の確認については課題をより明確に示す必要。
 - 将来的には人口減少を前提としたネットワーク縮小や撤退といった選択も避けて通れないのではないか。
- このような議論を踏まえ、託送料金制度については、ガス事業に関係する委託先も含めた多くの民間事業者への影響を考慮し、委員からの御指摘も踏まえ、まずは、エスカレーションの反映方法について検討を進める。あわせて、エスカレーションの導入に際し、事前・事後の確認の在り方についても検討を進める。
- こうした検討に加え、変分改定や届出制の考え方など、ガス事業の特性を踏まえた料金手続きの在り方についても議論を進めたい。

令和８年３月31日
第８回ガス事業環境整備WG
資料３から抜粋

ガス導管事業の持続的な運営を支える託送料金制度の在り方

- 託送料金については、基本的に規制料金であり、導管事業者は、経営環境の変化に応じて、値上げの必要があれば認可申請手続を行い、料金の見直しを行っているが、手続には一定の期間はかかるものであり、将来の環境変化に対して柔軟に対応することが難しい。
- 物価や労務費の上昇、担い手不足など、導管事業者を取り巻く事業環境は変化を続けている。事業者が自助努力により料金を抑制することは前提であるが、こうした環境変化の中でも、事業者が必要な投資を着実に行えるような事業基盤を確保するための制度整備が必要。
- これまでも本WGにおいて、委員から物価変動やその他外部環境に対応するような料金制度の必要性が指摘されたところであるが、他の公共料金における議論の動向も踏まえつつ、託送料金制度について、例えば、以下のような観点で検討を進めてはどうか。また、検討に際し留意すべき事項は何か。

 ① 託送料金制度における物価指標等の料金への反映の仕組み

 ② 事業報酬率等の原価算定の考え方

 ③ 託送収支の確認の在り方（例えば、値下げ命令のベースとなる累積の超過利潤の指標の公表のみならず、累積赤字も含め、収支の健全性に関する確認）

前回WGにおける主な御意見①

- ガス事業の持続的発展にはDX・AIの活用や省人化・省力化が不可欠であり、老朽化が進む生活インフラをどう維持・更新するかは国民全体の安心に直結する。こうした取り組みを個別事業者任せにすると、推進主体が不明確となり、部分最適に陥るおそれがある。ガス単独ではなく、水道や道路、電力など他インフラとの連携が不可欠であり、自治体の関与が重要になる一方、自治体側のノウハウ不足も課題となる。インフラ分野に専門性を持つ人材をプール化し、自治体に派遣する仕組みがあれば、地域全体として無駄の少ないDX・AI推進が可能になる。**託送料金制度についても、物価上昇を踏まえたエスカレーションや迅速な改定を可能にし、中長期的に投資が継続できる事業環境を整える必要**がある。
- 人口減少が進む中で、デジタルやAIの活用は今後のガス事業に不可欠である。ガス分野に閉じた取り組みではなく、他セクターのデータと組み合わせることで新たな付加価値や効率化が生まれる可能性がある。電力やガスのデータに運輸などのデータを重ね合わせることで、新しいサービスや需要創出につながる余地がある。**託送料金については、物価指標の組み入れやエスカレーションは不可避であり、適切な料金と賃金水準が確保されなければ、事業の持続性は保てない。調整を過度に抑制すれば、結果的に事故や供給不安といった形で需要家に負担が及ぶ可能性がある。特に足元の急激な物価上昇を踏まえ、迅速な対応を最優先で議論する必要がある**。
- **託送料金制度の整理は概ね妥当であり、とりわけ事業者が制御できない外生的コストを迅速に料金に反映できていない点が根本的な課題となっている。コストを適切に転嫁できない構造が続けば、事業運営そのものが歪む可能性があるため、優先度の高い論点として早急な検討が必要**である。一方で、**機械的な値上げを行う硬直的な仕組みが望ましいとは限らず、事業者が料金改定を行いやすい制度設計が重要である。変分改定の対象見直しなども現実的な選択肢**となる。あわせて、**事業報酬率やベータ値が現在の事業環境を適切に反映しているか、適正な収支構造とは何かについても、議論することに異論ない**。

●委員からの意見　■オブザーバーからの意見

前回WGにおける主な御意見②

- 保安分野では、現在進められている取り組みを着実に継続することが重要であり、その前提として人手不足を踏まえた待遇改善が欠かせない。大手と中小の連携により技術や人材を地方に展開し、共通化や共同調達を進めることで規模の経済を発揮する余地がある。事業者間の情報共有を進めることで、産業内外に好事例を横展開でき、取り組みの速度も高まる。将来的には人材の奪い合いが激化するため、「人手が半分になっても成り立つ保安」といった理想像を設定し、バックキャストで制度や技術を再構築する発想が必要となる。**託送料金については、物価スライドを基本としつつ、迅速性と企業努力の余地を両立させ、将来の下落局面にも耐えられる制度設計が求められる**。
- 需要家保護の観点では、悪質事業者への是正指導を着実に行っていくことが重要である。一方で、小売単価の平均値を公表することについては、その情報を実際に活用する主体が事業者側に偏る可能性があり、競争を弱めるおそれがある。需要家保護という観点からの実効性が乏しいまま、事業者の負担だけが増えないよう留意が必要である。**託送料金へのエスカレーション導入自体には賛同できるものの、収支構造に関する論点は抽象度が高く、現時点では具体的な課題が把握しづらい。透明性や公平性を高める意図なのか、今後の検討課題をより明確に示す必要**がある。
- ガス事業者は耐震化や高経年配管対策など安全性確保を前提とした投資を継続しているが、DXやAIなど人材・技術への投資は十分とは言えない。ガス分野だけでは投資余力に限界があり、電気や水道など他インフラとの協調を進め、スマート化や標準化を図る必要がある。ドローンなど分野横断的に活用できる技術は、共通基盤として整備する余地が大きい。ガス安全高度化計画2040の策定が近づく中で、DX・スマート保安のロードマップを早期に具体化することが求められる。中小事業者のデジタルリテラシー向上が、どのように規制緩和につながるのかについても、整理が必要である。

●委員からの意見　■オブザーバーからの意見

前回WGにおける主な御意見③

- ガス業界が長年培ってきた保安・防災・レジリエンスのノウハウは極めて重要であり、それを維持できる制度設計が前提となる。小売料金については、平均単価や推移、相談窓口へのクレーム件数や内容の公表などを通じて透明性を高め、事業者の自主的な改善を促すことが有効である。**託送料金では、物価上昇を回収できても改定までのタイムラグが経営に影響する場合があり、必要に応じて見通しを反映する仕組みを検討する余地**がある。さらに、**人口減少を見据え、将来的に導管ネットワークの縮小や撤退が避けられない地域について、早い段階からルールを整備する必要**がある。
- 安定供給と事業の健全性維持を考える上では、競争と協創を意識的に使い分ける視点が重要である。中小事業者が抱える人材・資金・知見の制約に対しては、ガス事業者同士の連携だけでなく、水道や交通など同様の課題を抱えるインフラ分野との協力も有効である。競争者同士の協力については、独占禁止法との関係で迷いが生じやすいため、国が一定の考え方や目安を示すことが、取り組みを後押しする効果を持ち得る。あわせて、インフラを支える現場人材の重要性を国として積極的に発信し、教育分野と連携した人材確保につなげる必要がある。
- 導管施工などガス事業特有の技術は、現状ではガス会社に入社しなければ学べない仕組みとなっており、若い世代にとって参入のハードルが高い。工業高校などの教育段階で学べる範囲を広げ、仮免許のように段階的に知識や技能を身につけられる仕組みがあれば、ガス分野に対する関心の入口を広げることができる。託送料金へのコスト反映自体には理解を示しつつも、公共料金の値上げに対する社会的な反発は大きく、事業者が努力している過程や、設備更新・保安が行われない場合に生活へどのような影響が出るのかといった背景情報が十分に伝えられていない点を課題と捉えている。値上げそのものだけでなく、多面的な情報発信の重要性が強調される。

●委員からの意見　■オブザーバーからの意見

前回WGにおける主な御意見④

- 事業基盤整備と持続性確保に向けた論点整理全体については概ね妥当との認識であり、とりわけ託送料金制度の在り方は喫緊の課題となっている。事後評価において、収支乖離が大きい事業者の割合が増加している点は、適正収益を確保できていない事業が拡大していることを示しており、その状態が続けば、必要な設備投資や資金調達に支障を来すおそれがある。導管事業者が将来にわたり安定供給を担うためには、必要な投資を行える基盤整備が不可欠であり、資料で整理された三つの論点について、電力分野など他の料金制度の動向も踏まえ、早期に具体的な検討を進める必要がある。特に想定以上のインフレ進行を踏まえた迅速な制度対応が重要である。
- 今回の論点整理は全体としてよくできており、この枠組みに沿って議論を進めれば建設的な検討になる。一方で、**規制料金が直ちに事業の持続可能性を脅かしているとの整理には慎重であるべきであり、現行制度でも事業者の努力では吸収できないコスト増があれば値上げ申請によって対応できる仕組みは存在**している。ただし、**典型的なインフレ対応であっても、値上げ申請に大きな事務負担と社会的コストが生じている点は問題**である。**迅速化策としてはエスカレーションに限らず、変分改定や届出制の範囲拡大など複数の選択肢を比較すべき**である。例えば**インフレ率の範囲内にとどまる改定は、実質的には値下げに近い性格を持つにもかかわらず厳格な審査対象となっており、不合理**である。**一定幅までは届出制とし、審査が必要な改定に資源を集中させる制度設計が考えられる。加えて、将来的には人口減少を前提としたネットワーク縮小や撤退といった「畳む」選択も避けて通れない**。

●委員からの意見　■オブザーバーからの意見

前回WGにおける主な御意見⑤

- 都市ガス分野のDXやスマート保安は、大手では高度な導入が進む一方、中小事業者では簡易的な遠隔監視にとどまる例が多い。費用回収や規制合理化の見通しが立ちにくいため、投資判断が難しい状況にある。すべての事業者が中長期的に到達すべき最低限のDX・スマート保安水準を明確にし、先行事業者にはさらなる規制合理化を適用することで投資インセンティブを高める必要がある。得られたノウハウを業界全体に展開し、ボトムアップを図るロードマップが求められる**。託送料金制度では、物価対応に加え、デジタル投資も踏まえた持続可能性の議論が必要**である。

■ 中東情勢について、日本のLNG調達は直ちに大きな支障を受けていないが、欧州を中心とした需給逼迫の可能性には留意が必要である。短期的な影響緩和策として、原子力再稼働の加速や石炭火力の活用など、政府一体での対応が求められる。中長期的には脱炭素の進展を前提に、ガス利用の位置付けやエネルギーミックス、有事対応の備えについて十分な検証が必要となる。省人化・省力化投資は人手不足対策として極めて重要であり、意欲的な事業者の取り組みを規制・制度面から後押しすることが期待される。**託送料金の見直しについては、持続可能性とのバランスを意識した検討が必要**である。

■ 小売料金については、これまで法令に問題のある行為に対する指導を行ってきており、今後は個社データの分析を通じて、通常と異なる動きを示す料金プランへの対応を強化する。需要家に参考となる情報を、競争を歪めない形で発信していくことが重要である。相談件数については公表しているものの認知が十分ではなく、広報面での工夫が必要となる。**託送料金への物価反映については、電力分野と同様に、事業者データに基づく丁寧な説明が不可欠であり、物価上昇だけでなく下落局面にも対応できる対称的な仕組みを検討する必要**がある。

●委員からの意見　■オブザーバーからの意見

前回WGにおける主な御意見⑥

- 担い手不足が深刻化する中で、省人化・省力化は業界全体の喫緊の課題であり、スマート保安やDXの取り組みを一層加速させていく。技術開発や全国展開への支援に加え、メーター検定有効期間や漏えい検査頻度の見直しを進めることで、省力化効果を高める必要がある。小売料金の確認については、自由化の趣旨を損なわず、事業者の創意工夫を阻害しない慎重な検討が求められる。託送料金については、物価上昇見通しを現行制度では反映できず、改定後すぐに収支が悪化する懸念があるため、審査要領の早期見直しが必要である。
- 地方ガス事業者を念頭に置くと、小売市場だけでなく、卸供給段階の競争環境にも目を向ける必要がある。地方ガス向けの卸条件が実質的に競争の働かない形で固定化されている場合、小売料金の高止まりや投資余力の低下につながりかねない。卸供給を含めた市場監視を行うことで、地方ガス事業者の調達環境が改善し、DXやAI活用への投資余地が広がる可能性がある。また、保安分野の担い手不足は導管部門に限らず、小売部門の消費機器保安や開閉栓業務にも共通する課題であり、ガス事業全体として包括的に議論する必要がある。

●委員からの意見　■オブザーバーからの意見

１．前回の議論の整理

２．個別論点

ガス導管事業の料金規制の考え方

- 一般ガス導管事業においては、**導管網という自然独占性の強いインフラを担い、競争による料金抑制が期待できないことから、需要家保護と設備投資の回収、安定供給確保の観点から、総括原価方式の規制料金が採用**されている。
- 託送料金については、事前の審査により、その適切性・適正性を個別に確認するとともに、事後評価により、ストック・フローの両面から総括的に託送収支の状況を確認している。

託送料金審査

【現行法での規制】

1. 料金は託送供給約款の記載事項であり、値上げの場合は変更約款の認可が、値下げの場合は変更約款の届出が必要である。
2. 料金は、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものである必要がある。
3. 料金が定率又は定額をもって明確に定められている必要がある。

【託送料金審査】

- 託送供給約款料金が、算定規則に則って算定されていることを前提とする。
- 一般ガス導管事業等を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（原価等）について、その適正性を審査した上で、経営効率化努力の度合いを相対比較することにより審査を行う。
- 料金が定率又は定額をもって明確に定められるとともに、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものとなっていないか否かを審査するものとする。

＋

事後評価

- 導管事業者の①効率化・託送料金の低廉化と②将来にわたる質の高いガス安定供給の両立を実現するため、各事業者の収支状況等について、事後評価を行っている。

ストック管理

- 当期超過利潤累積額が一定水準額を超えているか確認する。
- 一定水準額を超過した事業年度の翌々事業年度の開始日までに値下げ届出が行われなければ、変更命令が発動される。
- なお、一定水準額については、事業報酬額、あるいは、本支管投資額の５年間平均のいずれかを用いることとされている。

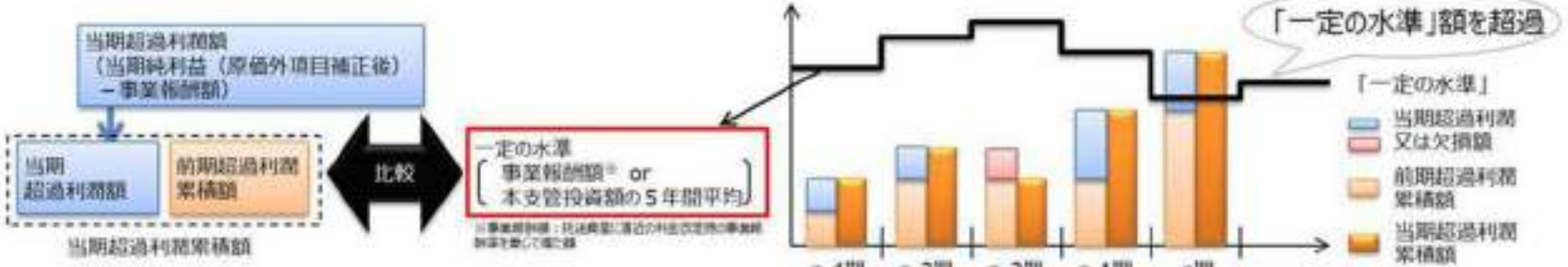
＋

フロー管理

- 想定原価と実績原価の乖離率が一定の比率（▲５％）を超えているか確認する。
- 現行の託送料金の水準維持の妥当性に関して事業者に説明を求める。
- 一定の乖離率を超えた事業年度の翌々事業年度開始日までに自主的な値下げ届出がなされない場合には、変更命令が発動される。

【参考】ガス導管事業に係るストック管理とフロー管理

<ストック管理方式>



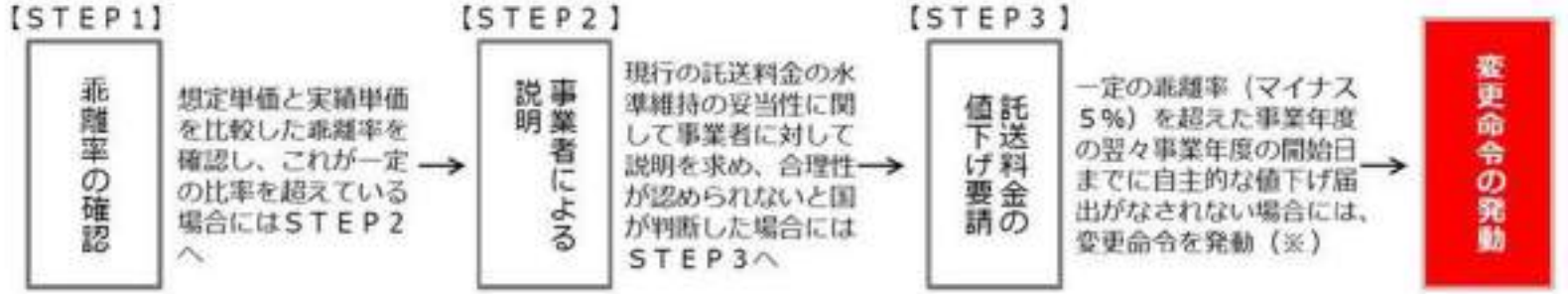
当期超過利潤累積額が、「一定の水準」額を超過した場合、経済産業大臣が託送供給約款の変更命令を発動

↓

託送供給料金の改定

n年度の当期超過利潤累積額が一定の水準額を超過した場合は、n＋2年度の開始日までに値下げ届出が行われなければ変更命令を発動。
ただし、直近の料金改定から３年を経過していない場合は、当該３年を経過する日までに値下げ届出が行われていなければ変更命令を発動（n＋1年度にも一定水準を超過した場合を除く）。

<フロー管理方式>



（※）原価算定期間等（原則３年）が終了していない事業者は、乖離率計算書を作成しない。

8　6

ガス導管事業者ごとの料金見直し対応の違い

- **承認事業者を除く一般ガス導管事業者（100者超存在）は、値上げの場合、総原価の洗い替えによる見直し及び認可申請を行う必要**。
- これらの事業者の値上げ申請に係る**審査については、それぞれ所管の本省・経済産業局において対応**することとなっている。

導管事業者の料金改定に係る申請方式について

	値上げ	値下げ	その他
一般ガス導管事業者（189社）	認可申請	届出	認可申請（変分改定）（他律的な要因（事業者間精算費及び合成メタン等調達費相当金）に係る値上げのみ）
うち、供給条件を届け出ている承認事業者（※）（０社）	届出	届出	—
うち、供給条件を届け出ていない承認事業者（※）（70社）	—	—	
特定ガス導管事業者（29社）	届出	届出	—
うち、供給条件を届け出ている承認事業者（※）（２社）	届出	届出	—
うち、供給条件を届け出ていない承認事業者（※）（４社）	—	—	—

（※）ガスメーター取付数又は契約件数が少なく他社と導管が繋がっていない一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者は、他社から託送供給の申し込みを受ける可能性が低いと考えられることから、経済産業大臣の承認を受けて託送供給約款を策定していない。ただし、当該承認を受けた事業者は、その供給区域における託送供給を行おうとするときは、当該託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業大臣に届け出なければならない。

ガスのネットワークの性格

- ガス事業は、**地域性が強く、規模も様々であり、独立・分断した市場や導管網が展開されているなど、導管事業者ごとの個別性・独立性が高く、個別事情による説明が不可欠**。

【他の事業との比較】

	ガス（一般ガス導管）	地域鉄道	電気（一般送配電）
規制料金方式	総括原価方式	総括原価方式	レベニューキャップ制度
ネットワークの空間的特性	各エリアで完結するローカルな導管網	域内又は地域をまたぐ交通ネットワーク	各エリアごとの系統を基本としつつ、連系線での広域融通も可能
設備投資の性格	安定供給の確保の他、設備更新・増設は地域需要・設備状況に依存	安全・安定輸送の確保等	安定供給の確保の他、需要だけでなく再エネなどの電源による設備更新・増設も存在
事業者間の同質性	事業規模・需要密度の違いから、供給に係る設備構成や業務構造が大きく異なる	民間鉄道事業者、第三セクター等の経営主体や規模、事業エリアの実情等が大きく異なる	エリアごとに地域特性はあるが、設備・業務構造が比較的類似

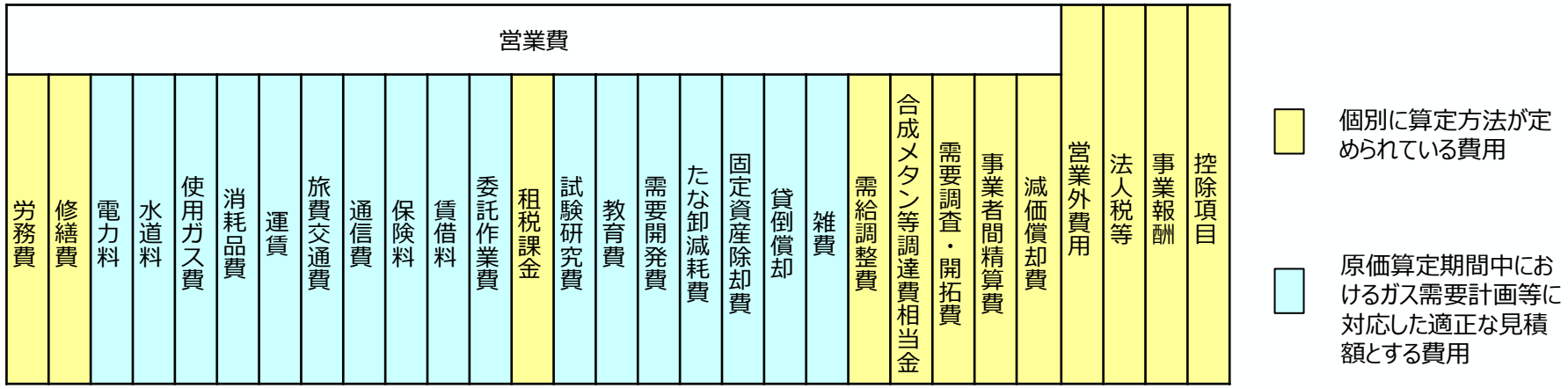
※各種資料から資源エネルギー庁において整理

託送料金の算定方法について

- 一般ガス導管事業者に係る託送料金の算定方法は、総括原価方式を採用。将来の合理的な期間（３年間）を原価算定期間として設定し、一般ガス導管事業等を運営するために必要となる原価に利潤（事業報酬）を加えて、原価等を算定。
- 値上げについては、原則、総原価の洗い替えにより対応。また、値下げの場合は、総括原価方式に加え、届出上限値方式を採用。また、事業者の経営努力では吸収できない外生的な要因により託送料金の改定を行う場合には、総原価の洗い替えを行うことを必ずしも求めず、当該費用の変分改定が可能（合成メタン等調達費相当金及び事業者間精算費）。
- なお、**現行のルール（審査要領）において、消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）の原価への算入は認められておらず、直近で洗い替えによる値上げを行った事業者においても、変動見込みは反映されていない**。

（参考）ガス事業託送供給約款料金算定規則による料金算定

- 一般ガス導管事業者が託送料金を定めようとする、又は値上げ改定をする場合（認可申請）は、原価等として以下費用を算定する。



【参考】一般ガス導管事業託送供給約款料金審査要領　第２章抜粋

第１節　基本的考え方

１．各費用について、原価として認めることが適当であるか否か、また、申請者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定された額であるか否かについて審査する。

２．契約又は法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものについては、事実関係や算定方法を確認する。

３．資材調達や工事・委託事業等に係る費用であって、申請後に契約を締結し、又は契約締結に係る交渉を行うものについては、これまでの入札の実施等による効率化努力の実績や他の一般ガス導管事業者によるコスト削減の状況等を踏まえつつ、コスト削減効果が適正に見込まれているか確認する。

４．従業員以外の者であってその業務内容が不明確なもの（相談役、顧問等）に係る費用や宿泊施設、体育施設その他の厚生施設（社宅・寮等であって、一般ガス導管事業等を遂行するために必要と認められるものを除く。）に係る費用など、一般ガス導管事業等を遂行するために必要であると認められないものについては、原価への算入を認めない。

　また、規制料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）については、原価への算入を認めない。

５．消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み（エスカレーション）については、原則として原価への算入を認めない。

【参考】各項目の具体的な算定方法

労務費

・労務費は、役員給与、給料、雑給、賞与手当、法定福利費、厚生福利費、退職手当から構成されており、原価算定期首における実績又は直近実績と原価算定期間中の変動とを考慮した適正な額とする。

- 役員給与
- 給料　　：基準内賃金+基準外賃金
- 雑給　　：平均人員×月平均単価
- 賞与手当
- 法定福利費：健康保険料+厚生年金保険料+雇用保険料+児童手当拠出金+労災保険料+その他
- 厚生福利費：安全衛生費+その他
- 退職手当　：退職給付引当金繰入+その他

修繕費

・修繕費は、基準修繕費、ガスメーター修繕費から構成されている。

- 基準修繕費　　：供給販売費及び一般管理費の別に以下の算式により算定するものとする。
 原価算定期首帳簿原価×（原価算定直前2年間の経常修繕費の合計額／原価算定直前2年間の各事業年度期首帳簿原価の合計額）×（12／事業年度月数）
- ガスメーター修繕費：原価算定期間中のガスメーターの取替計画、修繕計画等に対応した数量に、時価を基礎とする適正な単価を乗じたものとする。

（新設事業者の修繕費は、上記にかかわらず、通常予想される経常修繕に要する適正な見積額とする。）

租税課金

・租税課金は、固定資産税、事業税（地方法人特別税を含む。）等の諸税と報償金、道路占用料等の公課から構成されている。

- 固定資産税、事業税等の諸税：各税法の定めるところにより算定した適正な額とする。
- 報償金、道路占用料等の公課：原価算定時において、契約され、又は変更されることが確実なものの適正な見積額とする。

出典：ガス事業託送供給約款料金算定規則　別表第1 第1表　及び　様式第2 営業費等項目別算定明細表を基に作成

【参考】各項目の具体的な算定方法

減価償却費

- 減価償却費は、原価算定期間を通じて存する固定資産の帳簿価額及び原価算定期間中増加する固定資産の期間計算を行った帳簿価額に対し、当該一般ガス導管事業者が採用している減価償却の計算方法により算定した額とする。この場合において、耐用年数及び残存価額は、法人税法（昭和４０年法律第３４号）の定めるところによるものとする。
- ただし、新規に一般ガス導管事業者間の供給区域を連結する導管又は特定導管（施行規則第一条第二項第八号ニに該当するものを除く。この表及び第２表において同じ。）を敷設する場合であって、当該導管の耐用年数を３０年とした定率法及び定額法により算定した額が上記の計算方法により算定した額よりも低い場合においては、この方法により算定した額とすることができる。
- なお、新設事業者にあっては、減価償却費の計算は、定額法によるものとする。
- 減価償却費の項目は以下の通り。
 - 建物、構築物、機械装置、導管・ガスメーター、車両運搬具、工具器具備品、資産除去債務相当資産、無形固定資産

需給調整費

- 需給調整費は、調整力コストと振替供給コストから構成される。

 - 調整力コスト　：原価算定期間中における調整力の確保に要する費用（事業報酬相当額及び法人税等相当額を含む。）と、直近実績と原価算定期間中の変動とを考慮した必要調整力（原価算定期間における１時間当たりの必要調整力（ｍ３／ｈ）として算定した適正な見積量）により算定した適正な見積額とする。
 - 振替供給コスト：原価算定期間中における調整力単価（調整力コストを原価算定期間の必要調整力の合計で除した値）と、直近実績と原価算定期間中の変動とを考慮した振替供給能力（原価算定期間における１時間当たりの振替供給能力（ｍ３／ｈ）として算定した適正な見積能力）により算定した適正な見積額とする

出典：ガス事業託送供給約款料金算定規則　別表第1 第1表　及び　様式第2 営業費等項目別算定明細表を基に作成

【参考】各項目の具体的な算定方法

合成メタン等調達費相当金

- 合成メタン等調達費相当金は、ガス事業法施行規則第二十条の四の規定に基づき通知された回収すべき合成メタン等調達費の額を基に原価算定期間又は原資算定期間を乗じて算定する。

需要調査・開拓費

- 需要調査・開拓費は、需要調査費と需要開拓費から構成される。

 - 需要調査費　：原価算定期間内において想定される適正な見積額とする。
 - 需要開拓費　：当該一般ガス導管事業者が新たな導管の整備を検討する周辺地域及び当該一般ガス導管事業者が過去５年以内（一般ガス導管事業者間の供給区域を連結する導管及び特定導管にあっては、過去１５年以内）に敷設した既存導管の周辺地域における年間開発ガス量（増分需要）を想定し、託送料金収入額増加額から合成メタン等調達費相当金に係る収入額を除いた額の５年分の１／２として算定した額の範囲内における適正な見積額とする。

事業者間精算費

- 事業者間精算費は、当該一般ガス導管事業者の直前に連結託送供給を行うことが見込まれる他の導管事業者が設定する事業者間精算料金表及び当該他の導管事業者の想定連結託送供給ガス量等を基に計算した金額の合計額とする。

出典：ガス事業託送供給約款料金算定規則　別表第1 第1表　及び　様式第2 営業費等項目別算定明細表を基に作成

【参考】各項目の具体的な算定方法

その他諸経費

- その他諸経費は、原価算定期間中におけるガス需要計画等に対応した適正な見積額とする。
- その他諸経費は、以下の内容から構成される。

電力料	：支払電力料+その他
水道料	：支払水道料+その他
使用ガス費	
消耗品費	：事務・作業用消耗品+工具・備品+印刷代+ガスメーター+その他
運賃	
旅費交通費	：交通費+その他
通信費	：電信・電話料+郵送費+その他
保険料	：損害保険料+その他
賃借料	：電算機賃借料+事務・作業機器賃借料+車両リース料+その他
委託作業費	：建物清掃費+開栓・閉栓手数料+安全点検手数料+システム関係委託費+その他
試験研究費	
教育費	
需要開発費	：広報費+その他
たな卸減耗費	
固定資産除却費	：供給設備除却費+業務設備除却費
貸倒償却	
雑費	

出典：ガス事業託送供給約款料金算定規則　別表第1 第1表　及び　様式第2 営業費等項目別算定明細表を基に作成

【参考】各項目の具体的な算定方法

営業外費用

- 営業外費用は、株式交付費償却、社債発行費償却、雑支出から構成される。
 - 株式交付費償却及び社債発行費償却：原価算定期間における株式の交付及び社債の発行計画等に基づく適正な見積額とする。
 - 雑支出：原価算定期間中における適正な見積額とする。

法人税及び地方法人税並びに住民税

- 法人税　　：原価算定期間中の平均資本金額に適正な配当率を乗じて得た配当金及び利益準備金を基礎として算定した適正な額とする。この場合において、税率は法人税法に定めるところによるものとする。
- 地方法人税：地方法人税法（平成２６年法律第１１号）に定めるところによるものとする。
- 住民税　　：地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に定めるところによるものとする。

出典：ガス事業託送供給約款料金算定規則　別表第1 第1表　及び　様式第2 営業費等項目別算定明細表を基に作成

【参考】各項目の具体的な算定方法

レートベース

・様式第1第2表の設備投資計画等により、固定資産投資額、運転資本、繰延資産の残高、の合計額とする。

- 固定資産投資額：原価算定期首固定資産帳簿価額及び期末固定資産予想帳簿価額の平均とする。この場合の予想帳簿価額とは、原価算定期首に存する固定資産の帳簿価額に原価算定期間中に増加する固定資産の帳簿原価を加算して得た額から、それぞれについて別表第５第１表に定める算定方法により算定した減価償却費の額及び固定資産除却損の額を控除した額をいう。ただし、圧縮記帳に代えて設定した積立金に相当する資産、資産除去債務相当資産並びに休止設備及びガス需要計画に比して過大な余裕設備については、原価算定期首固定資産帳簿価額及び期末固定資産予想帳簿価額から除くものとする。

 （固定資産投資額内訳）
 ・建設仮勘定　　：土地、建物、構築物、機械装置、導管、ガスメーター、車両運搬具、工具器具備品
 　無形固定資産、長期前払費用
 ・設備勘定（有形）：土地、建物、構築物、機械装置、導管、ガスメーター、車両運搬具、工具器具備品
 ・無形固定資産
 ・長期前払費用

- 運転資本　　：営業費等と貯蔵品の額の合計額とする。
 ・営業費等：原価算定期間中の営業費等から減価償却費（資産除去債務相当資産に係るものを除く。）、合成メタン等調達費相当金、固定資産除却損、退職給付引当金等引当金純増額、繰延資産償却費、事業税等を除いた額の１．５月分
 ・貯蔵品　：原価算定直前２年間の各月残額の平均額×原価算定期間中の月末平均メーター取付数÷原価算定直前２年間の月末平均メーター取付数
- 繰延資産の残高：原価算定期首の繰延資産帳簿価額及び期末の繰延資産予想帳簿価額の平均とする。

出典：ガス事業託送供給約款料金算定規則　別表第1 第2表　及び　様式第3 第2表固定資産投資内訳を基に作成

【参考】各項目の具体的な算定方法

事業報酬率

・次により算定した自己資本報酬率及び他人資本報酬率を３５：６５で加重平均した率とする。

- 自己資本報酬率：一般ガス導管事業者を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率（以下「全産業自己資本利益率」という。）を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績値（以下「公社債利回り実績値」という。）を下限として以下の算式により各年度ごとに算定した値の一般ガス導管事業者の経営状況を判断するに適当な年限の平均（全産業自己資本利益率が公社債利回り実績値を下回る場合には公社債利回り実績値）
 ・自己資本報酬率＝（１－β）×公社債利回り実績値＋β×全産業自己資本利益率
 ・β値：ガス事業の事業経営リスク、市場全体の株式価格が１％上昇するときのガス事業の株式の平均上昇率
 ・β値＝（ガス事業の収益率と株式市場の収益率との共分散／株式市場の収益率の分散）

- 他人資本報酬率：ガスメーター取付数３０万個以上の一般ガス導管事業者にあっては、ガスメーター取付数１５０万個以上の一般ガス導管事業者の直近１年間の有利子負債の実績額に応じて当該有利子負債の実績額に係る実績利子率を加重平均した値（以下「平均実績有利子負債利子率」という。）（この場合において、当該一般ガス導管事業者の有利子負債の中に転換社債等が含まれているときは、この利子率を当該一般ガス導管事業者に適用される普通社債の利子率に置き換えることとする。）、ガスメーター取付数３０万個未満の一般ガス導管事業者にあっては、平均実績有利子負債利子率を社債利子率の格付による格差により補正した値とする。

・この場合において、一般ガス導管事業者の経営状況を反映するための年限、全産業自己資本利益率、公社債利回り実績値及びβ値並びに平均実績有利子負債利子率及び平均実績有利子負債利子率を社債利子率の格付による格差により補正した値は、それぞれ経済産業大臣が別に告示する値とする。

出典：ガス事業託送供給約款料金算定規則　別表第1 第2表　を基に作成

【参考】変分改定について

- ガス事業においては、事業者の経営努力では吸収できない外生的な要因により、特定の費用に係る託送料金の改定を行う場合には、総原価の洗い替えを行うことを必ずしも求めず、当該費用のみを審査し、改定することを認めている。**現在認められている項目は、事業者間精算費と合成メタン等調達費相当金**。

令和６年７月29日
第36回ガス事業環境整備WG
資料４から抜粋・加工

２．短期的な目標に向けた規制・制度の在り方
（２）託送料金制度の活用について
【今後の検討方針】

【④託送料金の改定の手続について】

●算入可能額の妥当性・透明性の確保について

１．算入可能額の妥当性

・託送料金の仕組みを利用して算入可能とする費用については、その算定ルールを省令等で定めた上で、**額の妥当性を確保するため、どのような費用をどれだけ算入可能とする必要があるか、あらかじめ調達者であるガス小売事業者が経済産業大臣の承認を得ることとする。**

２．透明性の確保

・**ガス小売事業者に対し、一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者（以下「一般ガス導管事業者等」という。）から情報提供を受けた費用の内容について**、指針等により、例えば、請求書への記載やウェブサイトへの閲覧を可能とすることなどの方法により、**消費者に明示するよう求めることとする。**

●変分改定について

合成メタンやバイオガスの調達費は、高度化法目標達成等のために**ガス小売事業者が①合成メタンやバイオガスの調達を行い**、②当該調達費を**経済産業大臣に申請・承認を受けること等により、託送料金制度を利用してネットワーク内のガス小売事業者間で公平に負担することができる**こととするものである。

当該調達費に係る一般ガス導管事業者等による託送料金の改定は、上記のとおり**ガス小売事業者に端を発するものであり、一般ガス導管事業者等にとっては外生的な要因**であると言える。

このため、合成メタンやバイオガスの調達費の変動額を基に託送料金を変更しようとする場合には、総原価の洗い替えを行うことは必ずしも求めず、**変更後の合成メタンやバイオガスの算入可能額のみを審査する変分改定を認めることとする**（省令等に規定）。

※同様の考え方により、事業者間精算額についても変分改定が認められている。

16

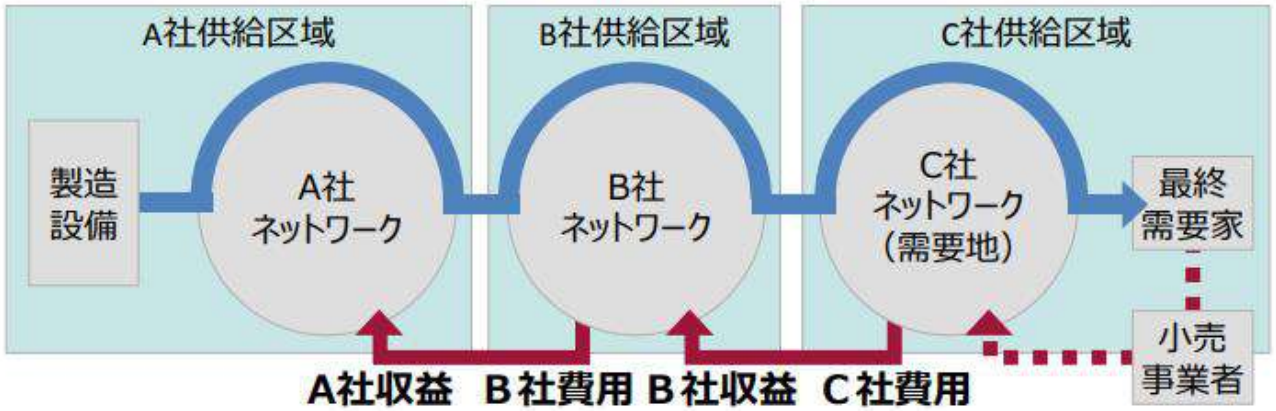
【参考】事業者間精算について

1－1．事業者間精算の概要

平成28年９月29日
第17回料金審査専門会合
資料５－３から抜粋

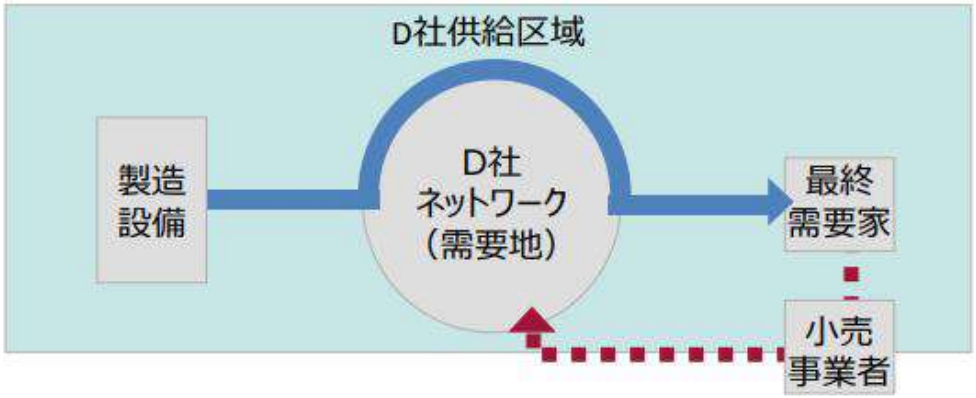
● 事業者間精算とは、最終需要家へのガス到達までに２事業者以上の導管を通過する場合に、ガス導管事業者間で連結託送供給に係る費用を精算する仕組みである

＜２事業者以上の導管を通過する場合＞



- A社－B社間、B社－C社間で、それぞれ事業者間精算が行われる

（参考）
＜１事業者のみの導管を通過する場合＞



ガスの流れ
連結託送に係る金銭の流れ（事業者間精算）
小売託送に係る金銭の流れ

【参考】事業者間精算費について

1－2．事業者間精算費・収益の計算方法

平成28年９月29日
第17回料金審査専門会合
資料５－３から抜粋

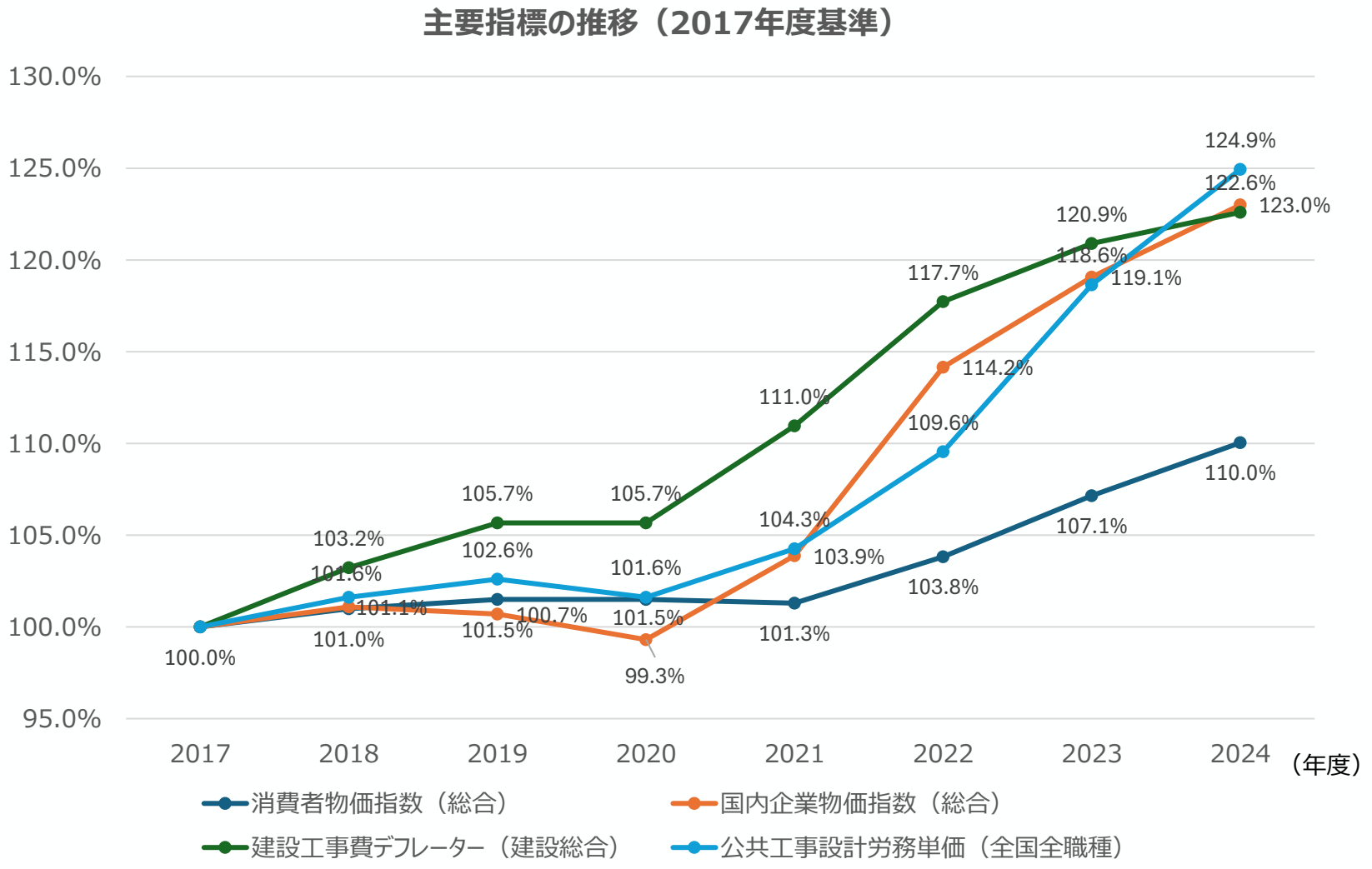
- 事業者間精算費・収益ともに、算定省令に基づく計算方法により影響額が算出され、原価に織り込まれる

費目		根拠（算定省令より）	ポイント
事業者間精算費	単価	直前に連結託送供給を行うことが見込まれる**他の事業者が設定する事業者間精算料金表**（※１）	上流導管事業者（※３）が経済産業大臣に提出する事業者間精算料金表に基づく単価
	✖		
	数量	当該他の事業者の**想定連結託送供給ガス量等**（※２）	
事業者間精算収益	単価	当該一般ガス事業者が設定する**事業者間精算料金表**（※１）	**「当該」**導管事業者が経済産業大臣に提出する事業者間精算料金表に基づく単価
	✖		
	数量	実績値及び供給計画等を基に算定した当該一般ガス事業者の**想定連結託送供給ガス量等**（※２）	

（※１）　連結託送供給に係る費用を事業者間で精算するための料金を算出するための基礎となる料金表をいう
（※２）　連結託送供給を行うことが見込まれるガスの量をいう
（※３）　「直前に連結託送供給を行うことが見込まれる他の事業者」を「上流導管事業者」と表現する。次頁以降同様。

主要指標の動向

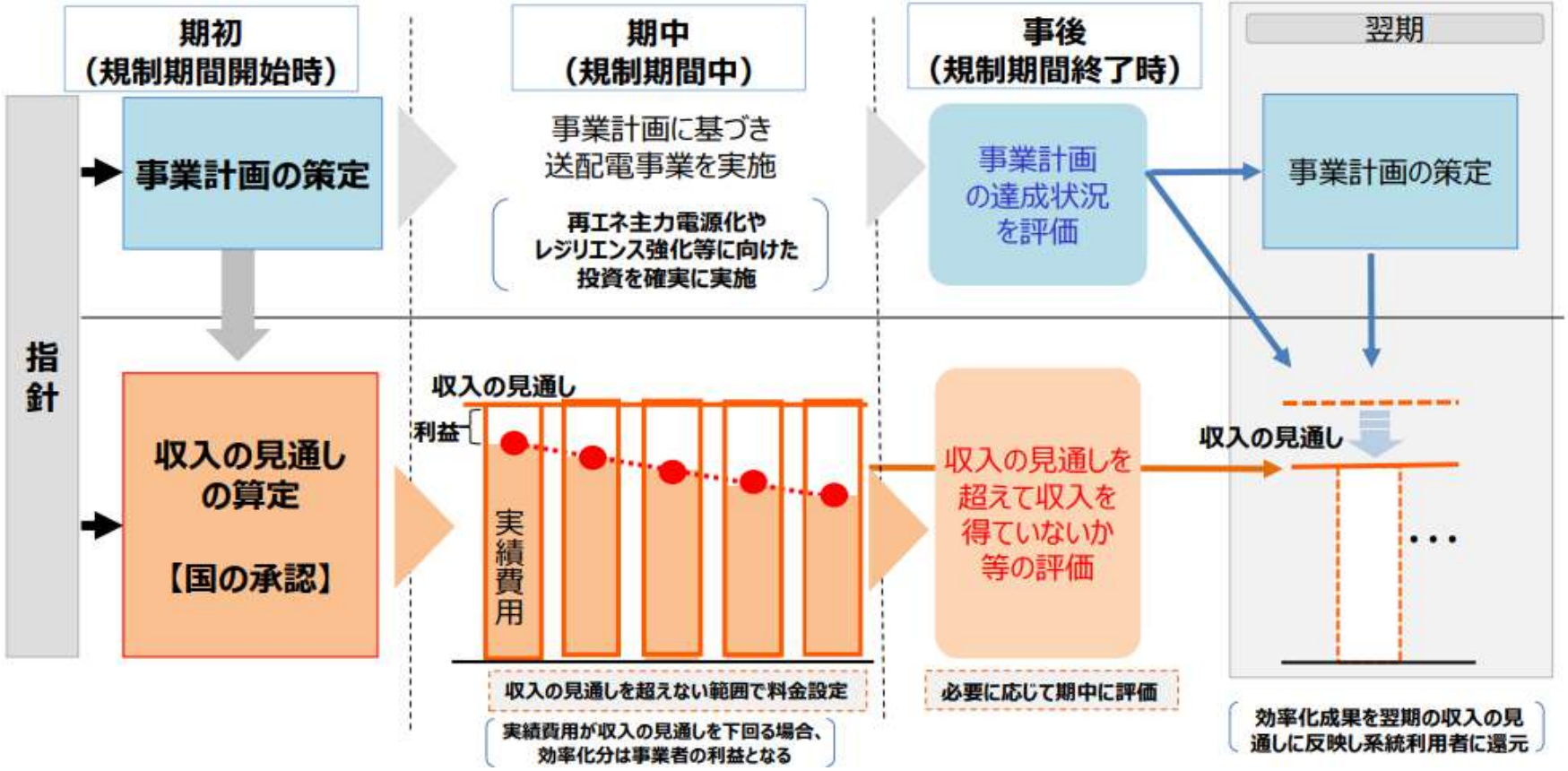
- ガス小売全面自由化以降の各種指標の動向について確認すると、特に2021年以降、上昇傾向が顕著である。



※各種データから資源エネルギー庁において整理

【参考】電気の託送料金（レベニューキャップ制度：RC）の議論の動向

- 一般送配電事業者が、規制期間（５年間）ごとに、事業計画の実施に必要な費用総額（収入上限：レベニューキャップ）について、電気事業法に基づき、経済産業大臣の承認を受け、その範囲内で各事業者が託送料金単価を設定。
- 2023年度、2024年度の期中評価において、労務費単価や物価等の上昇の影響が一定程度顕在化している状況を確認したことを踏まえ、エスカレーションの反映の必要性を検討。



【参考】電気の託送料金（レベニューキャップ制度：RC）の議論の動向

令和７年12月16日
第72回料金制度専門会合
資料３から抜粋

2．④制度措置の対象とする費用項目

- 制度措置の対象とする費用項目について、**基本的には、物価等上昇の影響を受ける費用項目を対象とすべき**と考えられる。
- 一方で、制御不能費用、事後検証費用、控除収益については翌期調整対象※1であり、物価等上昇の影響がある場合にも個別に検証・調整が可能なため、今回の制度措置については対象外とすることが適当。
- また、廃炉等負担金※2や離島等供給に係る収益※2、離島等供給に係る燃料費※3、除却損※4といった物価等上昇の影響を受けない項目も対象外とすることが適当。
- このため、**上記を除いたOPEX、CAPEX、その他費用、次世代投資費用を制度措置の対象**としてはどうか。

<制度措置の対象とする費用項目>

原価区分	費用項目の例
OPEX	委託費、研究費
CAPEX	減価償却費、取替修繕費
その他費用	修繕費（上記区分費用以外）
次世代投資費用	委託費、修繕費、研究費

<制度措置の対象外とする費用項目>

原価区分	費用項目の例
制御不能費用	（既設分）減価償却費、賃借料、公租公課
事後検証費用	託送料、事業者間精算費
事業報酬	
控除収益	電気事業雑収益

※1 制御不能費用のうち主たる費目である減価償却費は物価等上昇の影響を受けない。事後検証費用、控除収益は物価等上昇の影響を受けるものの、第１規制期間の制度措置にあたっては翌期調整項目であるため対象外と整理
※2 廃炉等負担金、離島等供給に係る収益は市況に連動して増減する事業の費用収益ではないため対象外
※3 離島等供給に係る燃料費については、離島ユニバーサルサービス調整制度によって燃料価格の変動相当分が毎月調整されるため対象外
※4 除却損は既存設備の残存帳簿価額の償却であり、物価等上昇影響を受けないため対象外

7

【参考】電気の託送料金（レベニューキャップ制度：RC）の議論の動向

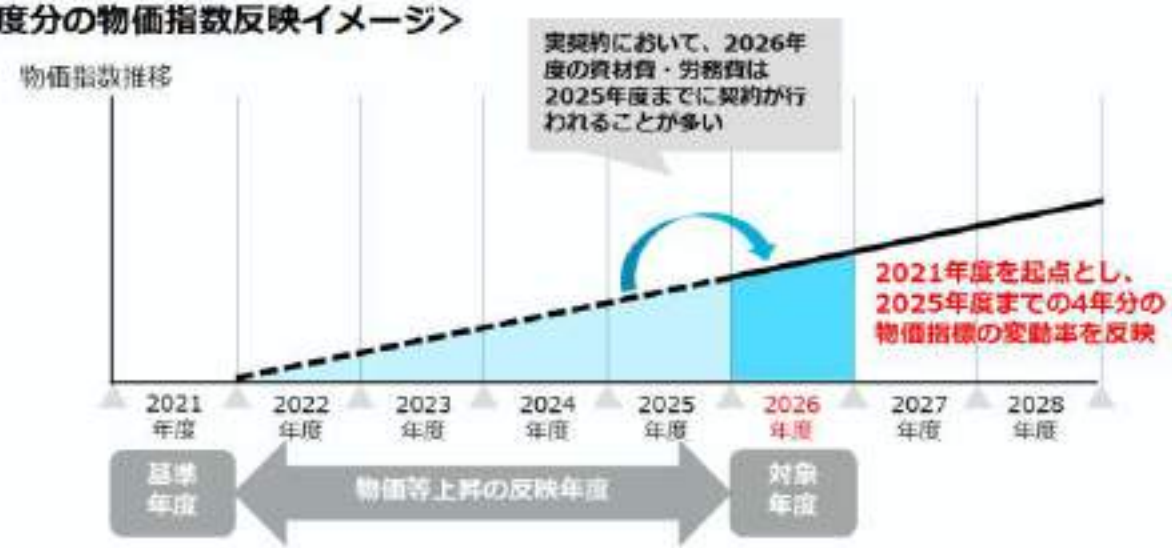
令和７年12月16日
第72回料金制度専門会合
資料３から抜粋

2．⑤物価等上昇の影響額算定の基準年度

- 第１規制期間については、2021年度までの費用実績をベースに審査を行っていることから、**制度措置の基準年度を2021年度とし、当該年度を起点とした物価指標の変動率を反映する**こととしてはどうか。
- また、**実契約における期ズレ**（費用計上の前年度以前に実契約が行われることが多い）**を考慮**すると、**対象年度の前年度までの物価指標の変動率を反映する**こととしてはどうか。
- このように、2021年度を起点とし、対象年度の前年度までの物価指標の変動率を反映させることにより、**規制期間の年数と、物価指標の変動率を反映させる年数が一致**することとなる。

※ 例えば2026年度分（第１規制期間４年目）については、2021年度を起点とし、2025年度までの４年分の物価指標の変動率を反映。

<2026年度分の物価指数反映イメージ>



8

【参考】電気の託送料金（レベニューキャップ制度：RC）の議論の動向

令和７年12月16日
第72回料金制度専門会合
資料３から抜粋

2．⑥適用する客観的な公表指標－採用指標の考え方

- 各案の特徴、及び制度措置における考え方は以下のとおり。
- **可能な限り実態に即した指標を適用する観点や、消費者への負担に配慮しつつ、電気工事事業者の賃上げ等にも資する観点からは、案②が適当と考えられるのではないか。**

参考：送配電網協議会試算における2024年度分物価等上昇率+9.6%（費用項目+7.4%、投資項目+17.2%）

適用指標	考え方	2024年度における適用指標上昇率及び送配電網協議会試算との整合性	メリット・デメリット
案①	➢ **費用全体に**一般的にインフレの指数として利用される**消費者物価指数（総合）を適用。** ➢ 他国（例：ドイツ、ノルウェー）においても、**消費者物価指数を用いて制度設計が行われている事例**がある。	➢ **全体+6.3%** ➢ **費用項目の上昇率は概ね整合。** ➢ **投資項目の上昇率は大きな乖離。**	➢ **消費者への負担が抑えられる。** ➢ **電気工事事業者の賃上げ等が困難**となるおそれ。
案②	➢ **費用項目は**一般的にインフレの指数として利用される消費者物価指数（総合）を適用。 ➢ **投資項目は、**主として送変配電設備の建設工事であることを踏まえ、**電力設備の建設工事にかかる企業物価や賃金指数等を含めた総合指数である建設工事費デフレーター（電力）を適用。** ➢ 他国（例：英国）においても、**消費者物価指数をベースに他の指標で補正を行う制度設計が行われている事例**がある。	➢ **全体+6.8%** （費用項目+6.3%、投資項目+7.8%） ➢ **費用項目の上昇率は概ね整合。** ➢ **投資項目の上昇率も、可能な限り工事契約の実態を客観的な指標で反映することで、案①と比べて乖離幅が縮小。**	➢ **消費者への負担が一定程度抑えられる。** ➢ **電気工事事業者の賃上げ等が可能。**
案③	➢ 事業者の事業運営は、主として企業間取引で行われていることから、**費用全体に国内企業物価指数（総平均）を適用。**	➢ **全体+12.2%** ➢ **試算より全体の上昇率が大きい。**	➢ **消費者への負担が大きくなる。** ➢ **電気工事事業者の賃上げ等が可能。**

13

【参考】鉄道運賃・料金制度の議論の動向

令和７年10月１日
第14回交通政策審議会陸上交通分科会 鉄道部会　資料から抜粋

収入原価算定要領の見直し（令和6年4月1日改定）

国土交通省

背景・狙い

鉄道運賃水準の算定の根拠となる「総括原価」の算定方法を定める「収入原価算定要領」について、平成9年に現行の要領が策定されて以降の企業会計制度の変更等に伴う見直しに加え、高齢化する社会、コロナ禍の影響によるライフスタイルの変化、自然災害の激甚化、CNやDXへの対応等、鉄道事業を取り巻く環境が大きく変化し、鉄道事業に求められる役割やニーズが多様化・高度化している中、鉄道事業の安定的・持続的な運営等を確保していく観点から、見直しを行うもの。

主な内容

⑴ 持続可能な鉄道輸送サービスに資する設備投資の促進（減価償却費等の算定方法の改善）

①通常は将来3年分の減価償却費等を総括原価へ計上するとされているが、設備投資計画の確認等を条件に、**3年を超える期間分を考慮した額を総括原価へ計上できる**ようにする。

② **政策的に必要性の高い設備投資（※）の加速化を図るため**、設備投資計画の確認等を条件に、これら政策的に必要性の高い設備投資に対応する既存設備の**減価償却費を前倒しして総括原価へ計上できる**ようにする。

（※国土強靭化関係、安全対策関係、環境対応関係、輸送力強化関係、DX関係、インバウンド対応関係、バリアフリー化関係、人材確保関係）

⑵ 人材の確保（人件費の算定方法の改善）

将来にわたって必要な人材を確保できるよう、適正な賃金上昇を反映できるよう人件費の算定方法を見直す。「人件費＝基準コスト×伸び率」という算定式は維持しつつ、「伸び率」には、これまでの**鉄道事業者における人件費上昇率（実績値）のみならず、賃金構造基本統計調査等に基づく「伸び率」を反映**するほか、直近に急激な景気動向の変化があった場合等は、合理的と認められる範囲で適切に設定する。

⑶ 経常的な経費の変動に適切に対応（経費の算定方法の改善）

原則として消費者物価指数（生鮮食品及びエネルギーを除く。）の上昇率の５年単純平均（地域別）を用いて算定するほか、直近に急激な景気動向の変化があった場合等は、合理的と認められる範囲で適切に設定する。

⑷ 災害からの復旧（修繕費用の取扱いの改善）

災害の激甚化・頻発化により増大している**鉄道施設の修繕費用について、特別損失として計上されたものについても、総括原価への計上できる**ようにする。

⑸ その他

ヤードスティック方式の計算方法など、収入原価の算定方法全般について見直し。

67

【参考】鉄道運賃・料金制度の議論の動向

令和５年６月12日
第10回鉄道運賃・料金制度のあり方に関する小委員会
資料１から抜粋

収入原価算定要領の見直しの方向性

国土交通省

賃金上昇に適切に対応する人件費の算定方法

現行

○ 人件費については、ヤードスティック方式により算定された適正コストのうち人件費に相当する金額に「伸び率」を乗じて算定している。
○ 「伸び率」については、各鉄道事業者の実績値を基本としているが、必要に応じて厚生労働省の賃金構造基本統計調査における10年単純平均（全国・全産業）を基に設定するという運用を行っている。

<課題>
■ 鉄道事業では専門的な技術人材をはじめ人手不足への対応が急務となっており、政府全体としても「賃上げ」が政策目標として掲げられている中、人件費がヤードスティック方式の対象経費となっているため、鉄道事業者が賃上げを行う場合、他事業者も同様の水準で賃上げを行わなければ、経営が非効率と評価されるおそれがあり、適切な賃金上昇を実施しにくい。
■ 現行の算定要領では、人件費の上昇を適正に原価に計上する方法については明確な位置付けがなく、実態的には運用での対処に限定される。



見直しの方向性（案）

○ 総括原価における人件費の計上に当たっては、厚生労働省の賃金構造基本統計調査や毎月勤労統計調査等の政府の基幹統計データによる伸び率や鉄道事業者における人件費の伸び率の実績を反映させることを算定要領において明確にすることとする。
※ 賃金構造基本統計調査を用いる場合は、属性別（産業別、地域別）データを用いて、各社の属性に即した上昇率を設定することが考えられる。

<引き続き検討すべき点>
・ 伸び率の算出に用いる統計データの種類及び期間の長さ



7

【参考】鉄道運賃・料金制度の議論の動向

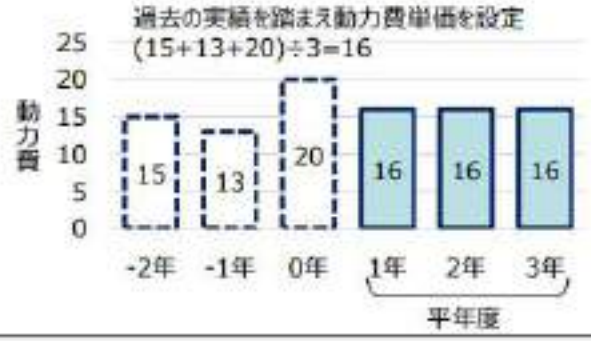
令和５年６月12日
第10回鉄道運賃・料金制度のあり方に関する小委員会
資料１から抜粋

収入原価算定要領の見直しの方向性

国土交通省

経常的な動力費の変動等に適切に対応する算定方法

現行	見直しの方向性（案）
○ 動力費については、ヤードスティック方式の対象経費から外し、平年度における動力費単価に使用動力量を乗じて算出した動力費の見込みをそのまま総括原価に計上している。 ※ 相互直通運転等が活発に行われ、他社車両を自社路線で運行せざるを得ない等の理由で、鉄道事業者の経営努力が及びにくいと考えられるため。 ○ 動力費以外の電気料金（付帯電気料金）については、各費目の水道光熱費の一部として総括原価に計上しており、ヤードスティック方式の対象経費に含まれている。 <課題> ■ 鉄道の主たる動力源である電気の料金単価の過去の推移等に鑑みて将来の動力費単価の変動が見込まれる場合であっても、総括原価に計上される動力費の単価には当該変動が考慮されない。 ■ 付帯電気料金は、エネルギー価格の変動の影響を受けやすいにもかかわらずヤードスティック方式の対象経費に含まれており、エネルギー価格の上昇という外的要因のために経営が非効率と評価されるおそれがある。 ■ 昨今では、脱炭素に対する社会的な要請の高まりから、一部の鉄道事業者が高コストの再生可能エネルギーへの転換を始めており、これらの鉄道事業者に対する対応についても検討が必要。	○ 動力費の算出に当たっては、総務省の消費者物価指数（エネルギー又は電気料金）等の政府の基幹統計データによる地域別の料金単価の変動率を反映することとする。 ○ 付帯電気料金は、一定の条件においてヤードスティック方式の対象経費から外し、動力費と同様の考え方により総括原価に計上することとする。 ○ 再生可能エネルギー等の購入に当たって料金単価の変動を踏まえた長期契約等を締結した場合は、個別の事情を勘案することとする。 <引き続き検討すべき点> ・ 変動率の算出に用いる統計データの種類及び期間の長さ ・ 付帯電気料金をヤードスティック方式の対象経費から外す条件（ヤードスティック方式における各グループの特性等を勘案して検討）





10

エスカレーションの反映について

- 託送料金については、ガスのネットワークの個別性や独立性を踏まえ、現在の総括原価方式の枠組みを維持することを基本とする。
- その上で、消費者物価及び雇用者所得等の増減の見込み（エスカレーション）の原価への算入ができるよう、原則として原価への算入を認めないとされている現在の審査要領について、見直しを進めてはどうか。
- エスカレーションの反映を織り込む手法としては、以下のような手法が考えられるが、具体的な方向性については、次回以降の議論においてお示ししたい。
 - 一般ガス導管事業者が、各々将来の変動率を個別に算定して各費用に織り込む。
 - 審査要領において、参照するべき客観的な指標データを明示し、その変動率を採用。
- あわせて、以下のような点についても、関連する論点として検討を進めていきたい。
 - 変動率の反映方法をどのように設定するか。各項目のうち、算定に変動率を織り込みうる項目を設定するか、別の手法がありうるか。
 - 料金算定時の変動率の適正性に係る事後的な確認の必要性について、事業者が少なくない中で、現実的にどこまでできるか。事後評価による総括的な収支の確認により、値下げ命令も行える中、今の枠組みから細分化した確認をどこまで行うべきか。
 - 値上げの場合は、洗い替えによる見直しが原則であるが、原価算定期間が原則３年間である中、仮に期間中において料金算定時には予見できないほどの情勢変化が生じ、物価等の著しい変動があった場合、変動率のみを変分改定することは許容されうるか。

【参考】関係法令

○ガス事業法（昭和29年法律第51号）
（託送供給約款）
第四十八条　一般ガス導管事業者は、その供給区域における託送供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、託送供給約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、託送供給の申込みを受ける見込みその他の事情を勘案し、託送供給約款を定める必要がないものとして経済産業大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。
２　前項本文の規定は、同項本文の認可を受けた託送供給約款を変更しようとする場合に準用する。
３　略
４　経済産業大臣は、第一項本文（第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第一項本文の認可をしなければならない。
一　料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。
二～六　略
５　一般ガス導管事業者は、第二項の規定にかかわらず、料金を引き下げる場合その他のガスの使用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合として経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、第一項本文の認可を受けた託送供給約款（次項又は第九項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。第八項において同じ。）で設定した料金その他の供給条件を変更することができる。
６　一般ガス導管事業者は、前項の規定により料金その他の供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の託送供給約款を経済産業大臣に届け出なければならない。
７～１３　略

○ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）
（託送供給約款の変更の届出）
第六十八条　法第四十八条第五項の経済産業省令で定める場合は、同条第一項本文の認可を受けた託送供給約款（同条第六項又は第九項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条から第七十二条までにおいて単に「託送供給約款」という。）の変更の場合であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一　託送供給約款により託送供給を受ける者（以下「託送供給利用者」という。）の料金及びその支払期日から支払が遅延することにより追加的に発生する当該託送供給利用者の負担（以下「料金等」という。）を変更する場合であつて、当該託送供給利用者が料金を支払うべき義務の発生する日からその支払を行う日までの期間が当該託送供給約款の変更の前後において同一であると仮定した場合において、いずれかの託送供給利用者の支払うべき料金等を合計した額が減少し、かつ、その他の託送供給利用者の支払うべき料金等を合計した額が増加しないと見込まれる場合
二～十　略

○ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成29年経済産業省令第22号）
（原価等の算定）
第二条　法第四十八条第一項の規定により定めようとする、又は同条第二項の規定により変更しようとする託送供給約款で設定する料金（以下「託送供給約款認可料金」という。）を算定しようとする一般ガス導管事業者（以下単に「一般ガス導管事業者」という。）は、当該一般ガス導管事業者の事業年度の開始の日又はその日から六月を経過する日を始期とする三年間（変更しようとする託送供給約款で設定する料金を算定しようとする一般ガス導管事業者にあっては一年間を単位とする一年以上の期間）を将来の合理的な期間（以下この章、別表第一から別表第四まで及び様式第一から様式第十一までにおいて「原価算定期間」という。）として定め、当該原価算定期間において一般ガス導管事業等（一般ガス導管事業（最終保障供給を行う事業を除く。）及び法第五十五条第一項に規定する特定ガス導管事業をいう。以下同じ。）を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下この章、別表第一から別表第四まで及び様式第一から様式第十一までにおいて「原価等」という。）を算定しなければならない。
２　前項の原価等は、第四条の規定により算定される営業費の額、第五条の規定により算定される営業費以外の項目の額及び第六条の規定により算定される事業報酬の額の合計額から第七条の規定により算定される控除項目の額を控除して得た額とする。

【参考】関係法令

○ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成29年経済産業省令第22号）

（託送供給約款料金原価等の算定）

第十三条　一般ガス導管事業者は、第九条（第十条第一項に規定する一般ガス導管事業者にあっては、前条）により算定した機能別原価の各項目の合計額を託送供給約款料金原価等としなければならない。

（変動額託送供給約款料金原価等の算定）

第十五条　一般ガス導管事業者は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号。以下「改正法」という。）附則第十八条第一項又は法第四十八条第一項、第二項、第六項若しくは第九項若しくは法第五十条第二項の規定により託送供給約款で設定した料金（以下「現行託送供給約款料金」という。）を次に掲げる変動額を基に変更しようとするときは、第二条から第十三条までの規定にかかわらず、当該変動額を基に変動額託送供給約款料金原価等を算定することができる。

一　次項の規定により算定する事業者間精算費及び事業者間精算収益の変動額（他の導管事業者（一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者をいう。以下同じ。）が設定する事業者間精算料金表（連結託送供給（導管事業者が一の需要場所に対する託送供給を連続して行う場合における託送供給のうち、当該一の需要場所に対して行う最後の託送供給以外の託送供給をいう。以下同じ。）に係る費用を導管事業者間で精算するための料金を算出するための基礎となる料金表をいう。以下同じ。）及び想定連結託送供給ガス量（連結託送供給を行うことが見込まれるガスの量をいう。以下同じ。）の変更に起因するもの。以下「事業者間精算費等特別変動額」という。）

二　第三項の規定により算定する合成メタン等調達費相当金（ガス事業法施行規則第二十条の四第一項第四号に規定する合成メタン等調達費相当金をいう。以下同じ。）の変動額（以下「合成メタン等調達費相当金特別変動額」という。）

２～５　略

（届出託送供給約款料金原価等の算定）

第十七条　法第四十八条第五項の規定により変更しようとする託送供給約款で設定する料金（以下「託送供給約款届出料金」という。）を算定しようとする一般ガス導管事業者（以下この条から第二十条までにおいて「届出事業者」という。）は、次項の規定により算定する場合を除き、当該届出事業者の事業年度の開始の日又はその日から六月を経過する日を始期とする一年間を単位とした将来の合理的な期間（以下「原資算定期間」という。）を定め、次の各号に掲げるいずれかの方式により、届出託送供給約款料金原価等を算定しなければならない。ただし、託送収支規則の規定により公表した最近の託送収支規則様式第三第二表の一定水準超過額が零でない届出事業者又は同様式第三第五表の乖離率がマイナス五パーセントを超えている届出事業者（現行託送供給約款料金を維持することが妥当であると認められる者を除く。）が改正法附則第十八条第一項本文の認可を受けた託送供給約款（法第四十八条第二項において準用する同条第一項本文の認可を受けたとき、法第四十八条第六項若しくは第九項の規定による変更の届出があったとき、又は法第五十条第二項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）で設定した料金を変更する場合（改正法附則第十八条第一項本文の認可を受けた日以後、第十四条第一項の規定により託送供給約款認可料金を設定し、法第四十八条第二項において準用する同条第一項本文の認可を受けたことがある場合及び第十九条第二項の規定により届出託送供給約款料金原価等を算定し、法第四十八条第六項の規定による届出をしたことがある場合を除く。）は、原資算定期間を定め、第二号に掲げる方式により、届出託送供給約款料金原価等を算定しなければならない。

一　届出上限値方式

二　総括原価方式

２　略

今後の検討課題

- エスカレーションの議論以外の託送料金制度に係る今後の検討については、これまでの本WGにおける委員からの御指摘も踏まえて、以下のような論点についても議論を進めることとしたい。
 - ✓ 道路占用料の扱いなどの変分改定の在り方。
 - ✓ 届出制の在り方。
 - ✓ 事業報酬率などの他の料金算定に関する考え方。
 - ✓ 託送収支の確認の在り方、特に、収支の健全性に関する確認について。